

6 7 8 9 18 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 4

255.1

71

藝藩學園所記事一片

始



最新学习方法与记事一序

江西人民出版社



緒言

余壯年時より郷里に關せる諸般事物の筆記數種あり内二種は既に出版せしも他は久しく書匣に納めおきたり頃日偶然思

ふ所あり此藝藩學問所記事一片を印刷に上すこととしぬ仍て

以爲らく先年來起稿中の藝藩儒家年契を以て合本とせば便宜

ならんと然れども材料の聚集容易ならず之が結了を見るや津

涯渺茫として彼岸到達甚だ遠ければ止を得ず單獨に發行せり

將又本書卷上は記憶に出たるものありと雖も概ね精細に撰し

たる所となす大方の諸賢希くは一覽の榮を賜はんことを時に

大正十三年四月三日小鷹狩元凱識す

緒言

寄贈本

大正
13. 5. 31
寄贈

弘洲雨屋著書目録

- 一 藝藩三十三年録 既刊
- 一 廣島蒙求 同
- 一 藝藩學問所記事一片 今刊
- 一 弘洲雨屋蟲干集 稿了未刊
- 一 廣島蒙求次編 同
- 一 自慢白島年中行事 同

255-71
藝藩學問所記事一片目次

卷上

本著の起因……………一

舊藩學問所記録を所藏せる由來……………二

丁祭掌儀職式の編述者……………三

學問所新設及び淵源と沿革……………四

學校新藩廳に繼續及び廢校……………一四

教務に關する職名……………一六

校務に關する職名……………二六

諸生徒の階級……………二九

日課……………三二

雜……………三四

卷下

緒言……………一

目次……………一

丁祭掌儀職式……………一

例言……………一

丁祭心得之條々……………二

習禮心得ノ事……………四

前日心得ノ事……………七

御當日心得ノ事……………二

諸般心得ノ事……………五

春秋兩丁薦奠故事……………五

附録

版籍奉還後の丁祭……………一

聖位を新設學校に移轉の概況……………二

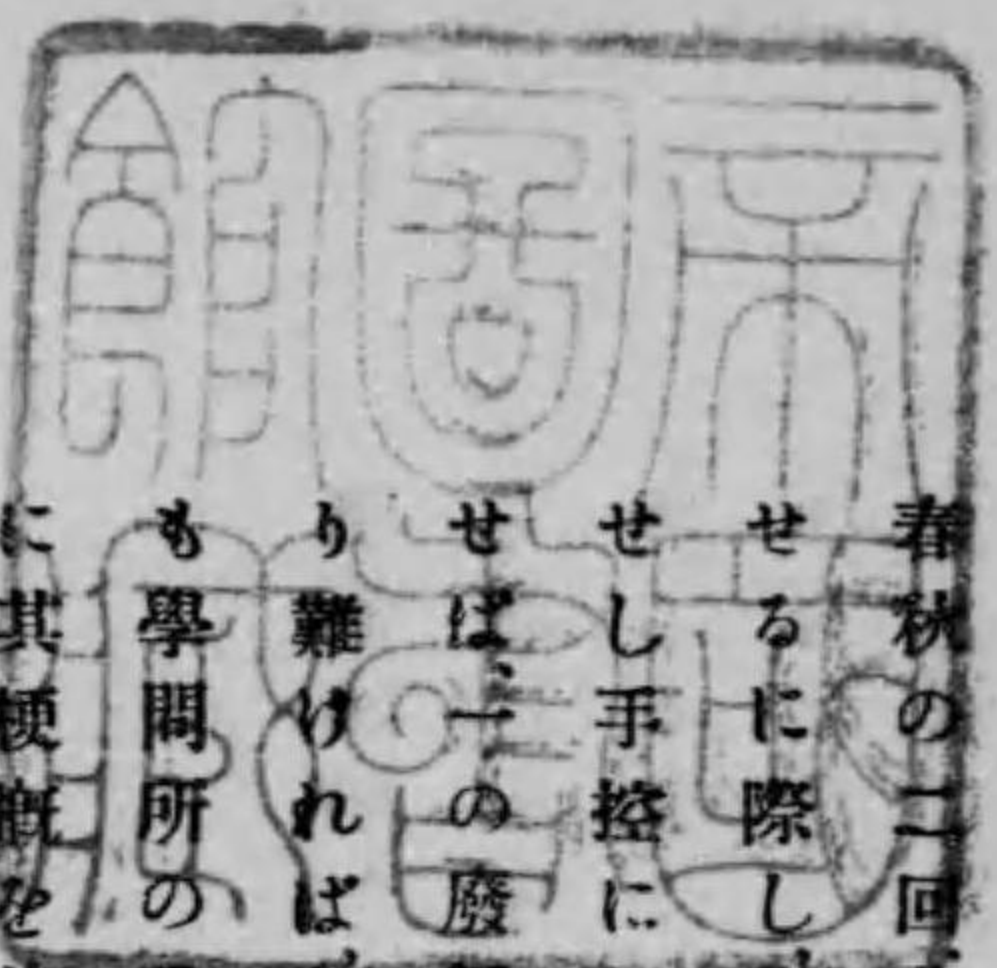
藝藩學問所記事一片卷上

安藝 小應狩元凱 著

○本著の起因

余多年、丁祭掌儀職式といへる一小記録を所藏せり、是舊藝藩の學問所に於て毎年春秋の二回孔子大廟以下總て孔子を聖位。大廟を聖廟と書すに釋奠の禮を舉行せるに際し諸般の準備。祭前の習禮。當日の儀式を修熟する爲め、其順序を記録せし手控にして、掌儀とは祭時頗る重任を執る者の職名なり、今の世よりして看下せば、一の廢紙に過ぎずと雖も、將來或は舊藩教育史の編纂に従事者之あるやも測り難ければ、奈は此小記録に増補又は注釋を加へ、他の參考に存せんと欲す、然れども學問所の設置及び沿革、其他之に關する制度等を示さざれば、解し難き所あり、故に其梗概を前掲し以て卷上と爲す、記事固より正確を期するも、廢藩後、既に三十餘年の久しきを經過し、加ふるに余遠く帝都に住居し、考證の書を搜索するも亦甚だ難き所なれば、豈完備なりと謂ふべけんや、是に仍り題名を藝藩學問所記事一片と

本書の起因



命じ、聊か爰に本著の起因を述べ、本著、明治三十三年十月二日起稿 同三十九年二月二十一日成

○舊藩學問所記録を所藏せる由來

明治四年七月廢藩置縣に依り、新置廣島縣廳は學校を廢し、之に教授及び助教たりし者は、同年十月二十八日、解職せられ、余も亦同時に學校助教と兼務の授義長とを罷らる。然るに授義席初め句讀師席と稱し、上下二席ありたるを、明治二年十一月の頃、合併後の改名なり、解は後にあり、には多少記録の保存せらるゝを以て、之が處分を上官に問合せたるに、縣廳新置以來日淺く諸事甚だ混雜せり、故に是等一小部の記録は納むるに所なく、到底反古とするの外なしとの事なり、是を以て當時余は深思あるに非ざるも、之を棄るの忍び難きより、同僚三四の授義と協議し、之を分配して各家に保置せんと約す、而して余は曾て上の句讀師席に屬せる記録中より、丁祭掌儀職式。句讀師譜牒。規則記。薦舉書付案の四種を領受し、其他多數の日記並に曾て下の句讀師席に屬せる記録は、授義の某々諸氏へ配付したり、是の四種の記録、余の家に存在する所以なり

○丁祭掌儀職式編述者

丁祭掌儀職式は片田保人(名は行義翁が學問所在職中、屢、丁祭の掌儀を勤め、之が順序を編述して手控と爲し、上の句讀師席に備へ置たるものなり、同翁は儒官加藤棕廬(名字、稱は後にあり)先生の高弟にして、大に洛閩の學を修め兼て皇典にも通じたりしが、當時藩士の二男三男又は弟等は、容易に分籍一家を作ること許さざりしを以て、他家養子を欲求せざる者は俄に立身の道を拓き難し、故に同翁力量は固より儒官に列するに足り、且棕廬先生の孫第一郎氏が少年家を嗣きたるときは、學事後見の藩命を奉じ、尙又文久三年十月、學問所竹舎に於て、皇學教導すべきことの命を受けし等の經歷ありと雖も、其終身は一家主の弟たり叔父たるの身分なりしが爲め、終身七人俸を賜ひ、上の席に於ける學事方並、句讀師頭兼帶の名稱のみにて同四年(此年三月、元治と改元)正月十三日病沒せり

附言 掌儀の職は上の席句讀師頭の執る所なり、句讀師頭の稱は上下兩席合併の後、授義長と改む、詳細は後にあり

○學問所新設及び淵源と沿革(此一章は大正四年十一月十七日全部改作)

學問所は淺野家第九世の藩主恭昭公(諱は重晟)天明元年十二月を以て、二の御屋敷(廣島城の裏御門と唱へし所と濠を隔て相對す、今は第五師團歩兵第十一聯隊の所在地なり)と稱せし所へ新に設置の令を發し、同二年二月十一日より諸生の入學を許して授業開始せし所なり、此特筆すべき人材養成の基礎を確立せられたる淵源を索すれば、同家第二世の祖、清光公(諱は幸長)紀伊國を治るの日、時に列國の侯伯達官は概ね瞿曇或は耶蘇を信奉すと雖も、儒教に在ては之を尊崇する者なかりき、然るに獨り同公は衆に先立ち、慶長十一年を以て、播州の大儒藤原惺窩(名は肅、字は敏夫)先生を聘迎し、待遇極めて謹厚にして其教誨を受け、且政治の要を聞けり、爾來先生は年々冬期となれば和歌山に來りて其道を傳へ、春陽を待て去るを例とす、同十六年、同公は惺窩門の四天王の一と呼ばれたる堀杏庵(名は正意、大貳と稱す)先生を招く、先生是より淺野家に仕ふ、同十八年八月二十五日、同公薨す、惺窩先生殊に之を哀めりといふ。是等を以て後年藝藩に於ける育英事業の發端と爲す(惺杏二先生の事は拙草、淺野清光公尙文事歴、藝儒堀家略譜と題する二文に略載せり)

元和五年、淺野家、安藝國に轉封せし以來、天明元年に至る百六十二年間に於て、歴世の藩主心を文教に用ゐられ、他邦より鴻儒を招聘し、又は封内の碩學を登庸し、或は城中に召して進講せしめ、或は時に藩士を集めて傍聽せしめ、或は側儒の職名を與へて優遇し、或は一大家屋の下に諸生を集めて教授せしめたる等の爲め、文運日月を逐ひて隆盛に向ひたれば、此間に於ける儒者の名聲最も存在せし諸家を掲ぐれば大畧左の如し

堀杏庵 近江に生る、元和五年、淺野家第三世自得公(諱は長晟)の安藝國に轉封に従ひ、同八年同公の江戸に之くに從ふ、時に淺野家の姻戚尾張徳川侯(名は義直)も亦江戸に在り、杏庵を其藩に招迎せんとして、自得公に懇請せり、同公止を得ず之を諾す、杏庵遂に藝藩を去り尾藩に仕ふ

石川丈山 三河に生る、名は凹丈山は字なり、元和九年、廣島に來り遊事せり、一書に其頃通稱を左親衛と改めたりとあれども、藩の記録には名は重之、通稱は左近とあり、寛永十三年、去て洛東に隱棲す

堀立庵 京都に生る、名は正英、七大夫と稱す、杏庵の長男なり、家は生地置き、常に藩主に從ひ江戸に之き、又屢、廣島に在勤す

黒川道祐 京都の人、名は玄逸、静庵と號す。道祐は通稱なり、醫を以て本藩に仕へたる黒川壽閑といへる人の長男とす。母は堀杏庵の長女なり。道祐も亦醫を以て仕へし者にて、儒たること明ならずと雖も、藝備國郡志の著述等は専ら儒業に屬するを以て、爰に其名を掲ぐ、尙釋ぬべし。後年致仕して廣島を去れり。

堀蒙窩 名は正樸、一六兵衛と稱す。立庵の二男なり。生地住所及び常に藩主に從ひ江戸に之き、又廣島に在勤すること、總て父に同じ。以下に掲ぐる蘭阜、南湖、景山の生地住所及び經歷、皆之に同じ。

津村和堂 廣島に生る、名は久敬、宗右衛門と稱す。専ら江戸に定詰たり。

味木立軒 山城の人、名は忠行、字は允明、藩の記録には立軒を以て通稱とせり。

堀南湖 名は正修、字は身之、正藏と稱す。蒙窩の長男なり。南湖は蘭阜の姪にして、年少なりと雖も、之を前掲せしは蘭阜の仕ふるや南湖の父祿を襲ぐより二年後なるに依る、他人の順序も亦年齒に關せず、皆此例を用ゐぬ。南湖以降子孫の系譜は拙草、弘洲雨屋蟲干集に畧載せり。

堀蘭阜 名は玄達、字は彦道、三四郎又は玄達と稱す。立庵の三男なり、別に賜祿せられたる分家とす。

植田良背 京都の人、名は成章、藩の記録には字の玄節を以て通稱とす。

寺田臨川 廣島に生る、名は高通、字は鳳翼、半藏と稱す。

堀景山 名は正起、字は彦昭、禎助と稱す。蘭阜の長男なり。景山以降子孫の系譜は拙草、弘洲雨屋蟲干集に略載せり。

加藤十千 安藝國海田市に生る、名は友徳、孫三と稱す。

金子樂山 廣島に生る、名は忠福、源内と稱す。天明二年建學後引續き教授たり。

加藤定齋 廣島に生る、名は友諒、三平と稱す。天明二年建學後引續き教授たり。靜古(名は兼次、甲次郎と稱す、是亦侍儒たり)の養子とす。靜古は十千の子なり。

以上十五名先生の來歴、及び此年間に於ける他儒家の之に漏れたる人の氏名等は別に記載する所あらんと欲し、本著には畧す。

天明二年二月、建學の當時は古學即ち徂徠學。宋學即ち程朱學の二派を置き、古學を東堂に講じ、宋學を西堂に講ぜり、既にして東堂を松舎。西堂を竹舎と改稱す、然るに同校内に二派併行の不可なるを以て、恭昭公の深慮に依り、學問所は全部宋學の教場とし、古學は其派儒官の邸宅、又は別に藩設の教場に於て授學せしめられたり、夫より年を隔つるの、後ち古學は遂に廢せらる。文久元治の頃より藩は頻りに

皇學洋學を採用し、明治元年前後より所々へ校舍創置の端緒を開きしが、版籍奉還後、同三年、皇漢洋醫四學合併の校舍を八丁馬場(次の章參觀)に開きし日までの學問所は、久しく宋學專領の教場たりき(平日不用の竹舎等に於ては、時に軍學、又は和禮等の練習あり)而して學問所の名も、明治の初年藩制頻りに改革ありし頃、いつの間にか學校と改稱するに至れり

附言 天明二年二月五日、殊に令を發し。今回授業開始に際し、家中一統の子弟及び陪臣(家老以下諸士の家來)もの、外、農工商たりと雖も、篤志の輩は家業の餘暇を以て、學問所に出場し、孝弟の道を聽くことを許せり(名は道を聽くに止むるも他と同一に授業せるなり)

又言 古學を學問所より分離したるは、寛政元年、又は同二年のことならんか、尙釋ぬべし、斯く分離すと雖も、恭昭公は之を廢するの意は毫末もなき所なり、故に其派の泰斗香川南濱先生を遇すること頗る厚く、同四年八月、先生没するに當り、家に嗣子なく、其祀を絶滅せんとの遺言を高義として之を許され、翌五年の春、命を下して先生の教場、修業堂を保存して、教官助授等を置き、同七年の秋を以て更に體を具し、永く藩設の一教場として其遺志を續せらるゝが如きは、其證とすべし。

し、同公捐館後、多き年月を経て、其全く廢せられたるは、天保七年の末なるべし、此頃は縮少せられて、教場を學問所の竹舎に移し居りしならん、是亦釋ぬべし

又言 天明建學の初は松舎、竹舎を以て教場に充たるも、後年(年月未詳)に至り松舎は諸生の控所となし、竹舎は臨時諸種の用に充らる、而して教場は講堂の周圍と講堂南方の一席と柏舎とを以て充つ、柏舎は後年の増設なりといふ(以上席を畫すと雖も、障壁あるに非ず一目見通しとす)尙参照の爲め、學問所畧圖を卷末に掲ぐ(今日廣島某處に就き存在の一圖を觀るに、柏舎等もなく、寛政頃のもの)と推察せられ、後年とは大に異動あり、故に本文の畧圖といふは余の記憶を辿りて數日の間、考案を搾り出し、余が出入せし文久以降の現場を製する所なり、多少伸縮の所あらんも大體に於ては相違なきことを確信す

又言 恭昭公は大學校を創建し、一郭内に文武兩業の教場を全備せんと大計畫あり、之に關する調査書類及び圖面等は、往昔學問所に保存せられしことは、確然記憶に存せしが、今は烏有に歸したらん、同公遂に之を果すこと能はず、永く憾み給ひたるべし、然れども、天明二年、先づ學問所を新設し、人材養成の基礎を確立したるは、同公美政中の一なりといふべし

又言 學問所包圍内の北部に大なる空地あり、東の明地あきちと稱す、藩の軍備甲州流の隊伍を操練する所なり、文久三年正月二十五日より同流軍備を廢し、新に西洋式の銃隊砲術を以て藩の軍備に改定し、此空地を以て之が練兵場れんぺいばう時に學問所建物と明地との間に儒官の邸、又は五六の歩行組貸家ありしを、盡く解除して場内に入れりとなれり、同年三月十九日より練兵場東南の一隅即ち學問所聖廟裏の空地に、一大圍ひの建築を爲し、此處に從來劍槍兩術の各師範家に於て指南せる流法を一所に集め、之が稽古場と爲せり、同年五月七日より右練兵場と劍槍稽古場との名稱を東明地講武所と改めらる、同年中、廣島城本丸を繞る内濠の北方後松原しんしょうばらにある柳の馬場即ち藩の調馬場と、之に傍へる藩士多數の邸宅を解き拂ひ、此處に一大練兵場を設け、松原講武所と稱したり、故に改名したる所以なり、此記事學問所沿革に直接必要なも或は参考の料にならんかと筆の便を借りぬ、天明元年十二月、學問所新設の令を發せし際、即ち此月十七日、新に儒者に登庸し、同所教授に命せられしは左の三家とす

増田來次 廣島に生る、來次は通稱なり、名、字、號とも詳かにせず、此登庸までは歩行組即ち目見めみえ以上の家格にて書翰方といへる職より擢んでらる

賴春水 安藝國竹原に生る、名は惟寛、字は千秋、彌太郎と稱す

香川南濱 廣島に生る、名は蓋臣、字は爾公、修藏と稱す

以上三先生各、三十人扶持を與へらる、此登庸は増田は世臣より採り、賴は農家より採り、香川は商家より採りたるものにて、恭昭公偏頗なき深慮に出たりといふ、春水先生は後年、職の進むに従ひ、祿も大に増加せり。且此時、同公は右三先生と從來の儒官植田守衛（名は成徳、守衛は其通稱とす、長背先生四世の孫なり）金子樂山、加藤定齋の三先生とに命ずるに、新設學問所の事は舊新儒者協議一致して向來の考案方（法を定めて上達せよ）との事を以てす、賴香川兩家は外様儒醫組に命せしが、増田は別格と爲せしが如し、別格の解は後にあり。外に兩堀家の儒者ありたれど、當時京都常住なるを以て新學問所には關繫なきが如し、兩家とも天保末年の頃より廣島に移住を命じ、學問所に教授たり

天明建學の後、明治二年六月十七日、版籍奉還に至る八十八年間に於て、頭角尤も顯れたる儒者諸家は凡そ左の如し

梅園太嶺 廣島に生る、名は之清、初め醫師たるの日、文英と稱す、儒に轉じて文平と改む。前記増田と梅園との兩家は古學派に屬す、其學力經歷等は未だ詳にせず

と雖も、天明建學に臨み用ゐられたるを以て特書せり、此外後來に於て同派の教授に其人尠少ならずと雖も、増梅兩先生の外は此著には之を畧す。梅園家の子孫は程朱派専門に歸す、歴代の内、天保弘化の頃、直雨(名は敏行、立介と稱す)は家學の外、算數に長じ、介庵(名は昭卿、字は造甫、順次郎と稱し、後年順造と改む)は廢藩の日まで教授たり

頼杏坪 安藝國竹原に生る、名は惟柔、字は千祺、萬四郎と稱す、春水の弟、後年は郡務に轉じ、儒班を除かる)

金子霜山 廣島に生る、名は濟民、字は伯成、徳之助と稱す、華山(名は忠周、字は君郁、希三と稱す、教授たり)の長男にして、樂山の孫たり。又霜山の子省三郎(名は琢章)と稱す、廢藩の日まで教授たり

加藤棕庵 廣島に生る、名は景續、字は君緒、太郎三と稱す、定齋の長男、又棕庵の子育太郎(名は景輝)と稱す、其箕裘を嗣ぐ

頼聿庵 廣島に生る、名は元協、字は承緒、餘一と稱す、山陽(名は襄、字は子成、久太郎と稱す)の長男にして、春水の嫡孫承祖となれり、蓋し山陽廢嫡の爲なり。又聿庵の子誠軒(名は元啓、字は子明、東三郎と稱す、後年名を以て行へり)廢藩の日まで教授たり

坂井東派 廣島に生る、名は積、字は善夫、孫三郎と稱す、初め目見え以上たりしが、儒に登庸せられて教授となる

坂井虎山 廣島に生る、名は華、字は公實、百太郎と稱す、東派の長男なり。又虎山の養子似堂(名は毅、字は石堅、保之進と稱す)は其箕裘を嗣ぐ

木原桑宅 廣島に生る、名は籍、字は君茅、初め醫師格の日、慎齋と稱す、儒者に轉じて、慎一郎と改む、後年名を以て行へり

坂谷朗庵 備中の人、名は素、字は子絢、希八郎と稱す、是亦後年には名を以て行ふ、明治二年の春藩に客事せしが、二三箇月を経て、版籍奉還となり、同四年七月、廢藩となる

此外、明治維新前後に、堀正哲(字は習吉、謙之介と稱し、正哲は名なり、南湖の家とす)植田兼山(名は賛、字は子襄、賛三郎と稱す、良背の子孫二家となる、其分家なり)。堀嬖庵(名は正敏、字は好古、小一郎と稱す、晚年真中と改む、景山の家なり)。山田十竹(名は浩、字は養吉、々々を以て通稱とせり)。河野小石(名は徵、字は文献、金藏と稱す、後年名を以て行ふ)等あり。尙天明以降、儒官に列し、教授たりし人にして、前記に漏れ、又明

治二年、版籍奉還に際し、藩醫より漢學の教授に轉ぜし人、且又同時まで家老職にありし諸家の儒臣たりしを悉く藩校に登庸せし等、其人尠少ならずと雖も、是等の氏名及び來歴は、總て別に記載する所あらんと欲し、本著には畧す

○學校新藩廳に繼續及び廢校

天明二年二月開設したる藝藩學問所は、明治二年六月十七日、版籍奉還に依り同日以降、新廣島藩廳の所屬に移り、淺野家累世藩主の遺業を繼續せしものといふべし、次で藩廳は皇漢洋醫の四學擴張の議起り、版籍奉還の日まで藝藩第一の家老職たりし淺野敬五(初め右近と稱す)氏をして、八丁馬場なる本邸(北側にして西詰なり、此處今は第五師團の所管西練兵場の西北隅、地方幼年學校の所在地)を藩廳に納付せしめ、之を大に改修増築して、右四學を合併し、一大家屋の下に四の區域を立て、各教場と爲し、明治三年九月二十三日を以て開校せり、新に此校を名つけて修道館と稱す、聖廟は尙校内の西方清潔なる空地に新築し、前月即ち八月二十八日を以て聖位を新校に移し、十二月二十六日を以て御遷宮式を新殿に於て行ひ、祭祀すること元の如し

同四年七月廢藩置縣に依り、十月二十八日、廣島縣廳は左の如き公文書を發せり

學校教授

學校助教

右學校休業ニ付解職申付候並

是迄差置候等級モ相廢候事

辛未十月 廣 島 縣

教授

(連名)

助教

是天明二年建學の後、版籍奉還を経て廢藩となり、全く廢止せらる。此間九十年なり、(學校即ち修道館廢止のことを縣下一般に布達せし書及び事務職に關したる諸員を解職せし月日は、今俄に之を得難し)

附言 此著は漢學に屬する記事なれば、皇洋醫の三學に關する事は必用の外、錄せずと雖も、其教授助教の解職は漢學と同日ならん

又言 藩名。版籍奉還以前の事は藝藩と書し、以後の事は廣島藩と書す、當時の稱呼を分明にするにあり。學問所又は學校と兩様に書しあるも、凡そ上陳の意

に同じ

○教務に関する職名

教授 儒者を以て之に命じ全藩教育の任に充つ

儒者は歴世相繼承す故に年少にして家を嗣ぐ者は教授方見習として専ら研學せしめ、以て他日の成立を待つ、之に反し父は現職にあるも、其嗣子の學業既に熟達せば、召出し別に俸祿を與へて教授を命じ、父子職を共にせしむ、藩制に儒と醫とは混同して外様儒醫組と稱す、城上の席次は祿額の多寡を以て順序を立つ(學問所内に於ては祿額に依らず、教授受命の前後を以て順序とす)而して他に職名を與ふる法ありて優遇す(詳細後にあり)。又儒醫組の外に別格といへる儒者の家あり、或説に儒は聖賢の書を講じ、其道を誨ふる者なれば、君主と雖も、之に従はざるを得ず、故に一般の侍士と同視すべきものならずとし、此名を設け、客分として賜祿せりといふ、然れども未だ詳にせず、別格の事は植田良背先生の主張とも云ひ傳ふ、城上の席次は外様儒醫組の下位にあり、而して諸般の公文書に家老以下氏名を書せず、只職名のみを列記する場合と雖も、別格との稱は掲げず、外様儒醫組と書せる次へ、各自

の氏名を列載せり(植田、加藤、金子、坂井の各家は別格なり)然れども他の職名例せば待遇を奥詰次席以上に進めらるゝに至れば、是より各自列載の中より其氏名を省く。又教授に授命の者若干の年を経れば書物料金五兩を毎年賜與せらる外様儒者より進級の法、元祿の頃より側儒といへる職を置き之に進め、或は他の職名即ち三次横目之次へ列せし等のことありしが、明和以後は其事なし、想ふに共に廢せしならん。其後の記録に據れば、左に記載せる職名に進めて待遇せり(別格の者進級方法同一なり。又持頭同格以上に昇りたる者は金子霜山先生のみ)

- 用人並 四百石高、別に足輕料十人を給す 中小姓頭同格 四百石高、別に足輕料五人を給す
- 持頭同格 三百石高 歩行頭次席 三百石高、布衣以上
- 側詰同格 旅行二百石高、藩主直支配以上 奥小姓格

奥詰 奥詰次席(藝藩三十三年錄附錄參觀)

祿制は死没又は退隱に依り、其家督跡目を受ける相續者へ減額して承祿せしむること、及び勤功に依り幾回にも加祿せること等は、一般の侍士と異ならず(藝藩三十三年錄參照、祿制概畧の部參觀)只儒醫(別格も加はる)は百石以上と爲し知行取りの名稱を付すと雖も、采地即ち知行所を與へず、藏米を以て給せり

右職名は天明建學の頃より文久二年末までの現稱なり、同三年以後、明治二年正月まで凡そ六年餘に於て時世の推移に依り漸次盡く改稱せられ甚しきは再度に及ぶものあり。同月職制階級發布の頃より儒者の世襲を廢し、適材の人を採擇する制となれり(武術師範の世襲も亦廢せらる)。同年六月、版籍奉還に依り、新設藩廳は同年八月二十四日を以て、舊藩制の家老以下職名は悉皆之を廢し、同日、新に職級を定む、乃ち學問所教授の職名を二級に分ち、師員(十級)助教(十三級)を置く(洋學及び武術も共に同名同級なり)。同年十一月更に職制を定め、初て正權大少參事、正權大少屬を置き、以て級職相當表を發したる日、學校教授第九級(權大屬同級)拔群の者は待遇を以て第八級とし、其級祿を給す、學校助教第十一級(權少屬同級)を置く既にして、教授を二級に分ち、次位を第十級(少屬同級)に置きたり(皇洋醫の三學とも總て同じ)是より以後は考證書類を保有せざりしが、同四年七月、廢藩の日に至る迄、教授及び助教の等級、其他に於て大差なしと覺ゆ

學事方。學事方並。學事方見習。教授を助け上級生徒に授業す

句讀師頭

同上

句讀師本勤 中級生徒に授業す(古參學力を有する者は上級生徒に授業す)

訓導方(必ず置かず、句讀師加の者、學力長進して本勤に缺員なきとき之を

命ず、増員にあらず) 同上

句讀師加 下級生徒に授業す

學事方は句讀師の學力年功共に高き者を以て之に充つ、其進路の順序を明瞭にせん爲め、先づ句讀師の組織を述ん

句讀師は侍士と歩行組(資格の解は後にあり)と二階級の嗣子及び二三男以下の子弟、換言すれば一家の部屋住にして未だ祿仕せざる者を教授の撰拔に依り、學問所掛り上官(用人職常に城中に詰めり)へ進達し、其開屈を得て命ず、定人員は上の席は侍士、下の席は歩行組各十人とす(兩席とも本勤、加り相半す、後年増員の事あり、後に記す)句讀師勤務中、父の死没又は退隱に依り、家督跡目を受けて相續祿仕せしとき、又は二男以下の者、他家養子となり同上のときは、當日より其職自然に消滅す、句讀師頭は同席句讀師を督す、學事方の一員を以て之に命ず、而して學事方を置くこと兩席其趣を異別す、依て尤も必要なる下の席より述ん

藝藩歩行組(資格、目見え以上なり、明治二年、版籍奉還の頃、暫時、徒班と改稱せしが程もなく士族に列し下士と稱せしむ)の家は侍士の家に比し少數なりと雖も、諸官衛

の書記及び藩主鹵簿の前驅、又は貝太鼓役等に於ける需用極めて多く、一家主のみにては人員に不足を告げり故に歩行組の嗣子、文武の業に長ずる者、又は父の庇蔭に依る者は、何々衙見習の名義を付し、鼻紙代と唱へたる年金を與へ、諸官衙に配付して事務の實習、又は左右歩行小姓の勤務等を助けしめ、數年經過の後、更に召出し扶持米を與へて本務を命ず、是より父と同一藩主に目見えすることを得るの例なり。是等に依り下の席句讀師は、學力年功稍備れば、先づ學問所附見習を命じ、學事方と爲して句讀師の上に置く、其員凡そ三人、永く學職に存續する者ありと雖も、多くは他の官衙に轉ず、二男以下の者は、見習を命ずる制なきも、大抵早く他家の養子となり此恩命を受けて殆んど漏るゝことなし、是に依り先輩の去るも後進の就くも甚だ迅速なれば、自から獎勵の道となり、學力才識に於て優秀の者多し。

上の席は前陳と大に其趣きを異にせり、侍士には總て「見習」の制なく、又必ず學事方を置す、古記録に單に句讀師頭のみを置きたる例甚だ多し、然れども句讀師の學力年功共に高き者、嗣子ならば召出して祿扶持を與へて學事方となし、其儘句讀師名に置くもあり、又他の職に進むこともあり、二男以下の者は修身扶持米、又は藩庫より修身年金を給與し、學事方並を命ず、蓋し並といふは學力年功の劣るにあらず、詞

子出身者と區別するのみ、二男以下の者、他家養子となり相續祿仕するときは扶持米、又は年金其日限り消滅す、明治元年十二月二十六日、學事方見習の新置も凡そ並の例に準じ、年金給與は在勤中限りとす。學力素養あらば既に祿仕の者と雖も句讀師を経過せずして學事方とし、句讀師頭兼務せしめたる例あり。

附言 職高く祿多き侍士の子弟は、學識優秀なりと雖も、概ね句讀師たることを欲せず、故に是等嗣子の召出されて祿職を得る者、父の庇蔭たらざれば専ら武藝練達に在り、而して此風習は安政萬延の頃までも存在せり、故に上の席句讀師は多くは小祿家の子弟にして昇進の道も亦遠く、顯秀の者自から乏しかりき。因に云ふ侍士の嗣子及び嫡孫承祖は、年十三となれば藩主に目見えを爲すの例なり。明治二年正月の年首より侍士の嗣子たらざる子弟にして、文武成業の爲め扶持米又は藩庫年金を給與の者は、嗣子に次ぎ城中にて藩主に拜禮するの例を窺む、蓋し弊勵に出たり、古記録に此年月以前に此特例者ありたるを見受たり、句讀師稱呼の沿革は天明二年建學の初め、助教を置き、同三年十月、助教と改め、寛政五年正月更に「句讀師」と改む。

句讀師頭稱呼の沿革は、天明七年、侍中助授筆頭を置き、既にして筆頭は頭取に改む、

同九年に此名目を止む、年代不明なれど、御歩行組助授頭取の記録を存す是に依り考れば、其置きたるも止めたるも上下兩席とも同時なるべし、而して寛政十年五月上旬の席句讀師頭を受命の者、寛政享和の頃、下の席句讀師頭を受命の者、各其記録を存す是を以て觀れば、寛政五年改めて「句讀師」の稱呼出たるの時より置たる所ならん

學事方を創置の年月は考證とすべきものなしと雖も、本來、下の席の爲に置たるものなれば、同席には建學を距る遠からざるべく、上の席には、文化十四年十二月初めて句讀師譜牒に顯はるゝを觀れば、此時よりなるべきか

文久四年(此年三月元治と改元)正月二十七日、上下兩席に句讀師加各、五名を増員し、一席の句讀師十名制を十五名と爲す、就學生徒の増加するに據る、次て慶應元年九月、兩席の句讀師本勤各、五名制なりしを七名ヅツとなせり

明治二年六月、版籍奉還の爲め、同年十月及び十一月に涉り、侍士徒班(歩行組の改稱)共に通じて士族となす、是に依り上下兩席を合併して一列とせり、而して學事方以下の名稱依然として存在し、席内の順次は混合して大に變換したり

同三年二月十五日、句讀師十六名(二名は本勤、十四名は加)を増員し、總數四十六名と

なす、就學生徒の益、加はるを以てなり、爾來需要に迫り度々増員し、廢藩に至る(此人員記録を逸す)

同年四月朔日、學事方以下の名稱左の如く改定せり

學事方ヲ改 授 義(學事方見習も此内なり)

句讀師本勤ヲ改 授 義輔

句讀師加リヲ改 授 讀

同年七月三日授義長を置く、従前の句讀師頭なり

同年十二月十五日授讀輔を置く

學事方以下の給與額凡そ左の如し

上の席

學事方 句讀師より召出し祿扶持を

與ふ、父の資格に依り差等を附す。

古記に十五石三人扶持、七人扶持、

五人扶持の三種あり

下の席

學事方 句讀師より學問所附見習を

命じ、鼻紙代銀二百目を與へ、更に召

出し學問所附に進め三人扶持を與

ふ。文久年間十石三人扶持給與の

者は異數なり

學事方並 終身稽古料として藩庫より毎年銀十枚(銀四百三十目)を與ふ。安政年間、七人扶持給與の者は異數なり

學事方並 當席には置ざりしならん

學事方見習 在勤中稽古料として藩庫より毎年金七兩を與ふ

學事方見習 上段に同じ、金額は五兩

以上兩席とも藩庫より賜金の者へは、別に學問所定額金よりも句讀師本勤と同額の金を繼續して與へり(祿扶持を與へたる者へ本文の給否は不明なれど、學事方並の扶持米を受る者へ、之を給したる記録あり)

句讀師頭 銀三百目(銀十枚に増給せし者あり)。頭として銀壹枚(四十三匁)別給す

句讀師頭 當席は必ず學事方の首席

者、之を兼ね。頭としての給額不明なり或は銀三十匁か

句讀師本勤 銀三百目(年功高き者に

句讀師本勤 銀二百目

銀十枚に増給せし例あり)

訓導方 給額詳ならず(銀百五十目か

訓導方 給額詳ならず(當席には置ざ

或は二百目ならん)

りしと思はる)

句讀師加 金壹兩

句讀師加 銀壹枚

附言 句讀師頭以下總て學問所定額金より毎年の給額なり、萬延文久の頃より物價の變動に依り、給額の名目は其儘に置き、五割増となりしが、元治の頃より三倍半増となる(藩庫よりの給與も無論同方法なり)

明治四年より授義以下の給與を改定す、同年正月十一日余が手記の存するものあり、左に寫録せん

改學校授義以下歲賜、歲賜元給以金、自今換米、而實收則大加焉、授義三石、以下每等減五斗而授讀輔、非此例、授讀輔は壹石と覺ゆ)

浪人儒

藩に祿仕せざる者にして學問優秀師範となすに足るべき者には先づ扶持米を給與し、學問所に出勸せしめ、上級生徒の教育の任に充つ、之を呼んで浪人儒といふ、給額は多く五人扶持とす、他日大に用ゐる爲の端緒なり(後年は浪人儒を経ず直に歩行組格とせし者あり)

附言 勘定所支配足輕の子弟にして學力長進の者、又は農商たりとも同一の者

へは、當該足輕の資格を與へ、日々學問所に於て、其力量に仍り句讀師と同一の業務を執らせり、給與の額は今詳かならず、人員は定限なし(當該足輕の解は後にあり)

○校務に関する職名

用人 二名(慶應の頃三名の事あり)

用人の本職は城中政府の三の間に仕出し、君側最高の監督者なり、且全藩諸般の業務を分科して各自に擔當す、此人員の中より若干名、學問所掛りといふ科目を命ず之を學問所の上官とせり、平素は城中に在り、學問所には用あるの日仕出す

附言 慶應中、全藩政務を總轄せる年寄職即ち執政の中より一名を以て、學問所掛りとなせしこと記録に見ゆ、想ふに其頃一時の新置ならん

奉行 一名

奉行とは學問所内限りの假稱にして職名にあらず。是は大目付同格、大目付次席、又は歩行頭次席等の資格名稱を與へ、學問所掛りを命ず、日用諸務を處理する總長なり

添奉行 一名

添奉行も亦學問所限りの假稱にして職名にあらず。是は側詰次席等の資格名稱を與へ、學問所掛りを命ず、即ち副長なり。

書物奉行 一名

奥詰といふ君側最下の職より城中は番外(番外とは本職に勤仕せざるの稱)として「學問所掛り」を命ず。書物奉行の稱は其命を得たるか、又は學問所限りの名稱か詳にせず(諸家の官祿帖は其氏名に學問所御書物奉行と肩書す)。書庫の監督者なり

世話役 二名

勘定所吟味役同格の名稱を與へ、「學問所掛り」を命ず。世話役の稱も亦其命を得たるか否は書物奉行の記事と同じ(諸家の官祿帖には其氏名に學問所世話役と肩書す)、諸生徒の進退巡視、教場の整頓等を掌る、人呼ぶに世話役を以てするあり、又は資格の吟味役を以てするあり(無役中小姓を以て臨時之が助手と爲すことあり、又上の席學事方或は句讀師の古參にして一家主たらざる者を以て助手とせしこともあり、下卷に「諸生進退差引の人」とあるは是なり)

以上は侍士にして奉行以下世話役に至るまで一席の内に詰めり。授業時間は皆講堂の一方に列坐して監視す、而して教授一名奉行と對坐せり。諸生徒の受業を

了る者は必ず此處に來り坐禮して退く

諸用方 歩行組若干名 勘定所支配足輕若干名

其人員を詳にせず且擔任の職務も委細記憶に存せずと雖も、金錢出納、物品用度等の事を分掌せりと覺ゆ

書記方 同上

其人員及び擔任職務の記憶なき事は前の如しと雖も、諸種の記録を分掌せりと覺ゆ(勘定所支配足輕は俗に番組と唱へり、蓋し番組は其舊名なりとす、當該足輕の名たる慶應四年、此年九月明治と改元、五月より廢藩の日迄には種々改稱せられ、後ち卒族と唱へ、遂に卒と單稱するに至る、専ら諸術の書算に従事する者なり、廢藩後は一小部分の外は大抵士族に編入せらる、尙藝藩三十三年錄參照、士卒階級概畧の部參觀)

此外に細工人(一、刀指いっぢさしの者、袴は常用を許し、旅行は雙刀を許す)一名を置き、紙糊の用務を執らしめ。小廻り(小人と稱し無袴一、刀指の者、旅行は雙刀を許す)若干名を置き、雜役を執らしむ(細工人、小人にも士族に編入せられたる者多し)右は専ら慶應三年迄の現状を記したるものにして、多年の間、多少の改革ありたら

んも大差なし、同四年五月十八日、藩政大改革を行ひし時より、翌年即ち明治二年六月、版籍奉還の爲め、八月二十四日を以て、舊藩制は悉く廢し、新藩廳新に職級を發布せる迄の間、纔に一年餘に過すと雖も、此間に於ても、前陳用人以下の職名、概ね改稱せざるはなく、多きは再度にも及ぶものありしが、煩雜なれば一々記載せず、同年十一月、更に職制を改定せし後は、少參事又は權少參事を以て長官とし、其以下は總て正權大少屬(以上士族)を置き、各科を分擔せしめたり、此外曾て勘定所支配足輕と稱し、後ち卒と單稱せし者、舊に依り専ら書算に従事したりと雖も、其分科名は、參考書もなく、記憶も亦乏しければ、是にて畧しぬ

○諸生徒の階級

素讀生(下級) 四書、五經、古文前後集、文選、唐詩選等の素讀を受ける者の名稱(文選以下は必ず修めず)。素讀を受けたる頃、次項の溫習を爲さしめ、差支なき者を選抜して訓導生に昇す(孝經、小學の二書を素讀に加へたることありし様、古記録にて察知せらるれども、後年には必ず修めしめず)

溫習生(階級にあらず) 五經、古文、文選等の素讀を了りし頃より、前に受けたる

書冊を教授の前に於て繰返し自修せしむるの名稱素讀は素より繼續受業す

訓導生(中級) 論語、孟子、蒙求等の講義を受ける者の名稱。蒙求の上篇を受け了る頃よりして豫め獨見自修し、義の解せざる所を指摘して誨へを受けることを許す、次で十八史略、元明史略是は必ず修めず、史記を同方法にて受る頃、學力長進せし者を選抜して、質問生に昇す

質問生(上級) 史記、春秋左氏傳、前後漢書、綱目通鑑を獨見し、義の解せざる所を質問する者の名稱。此他隨意に學庸、詩經、書經、國語、歴史綱鑑、戰國策、韓非子等の誨へを受ける者あり。文久の頃より日本外史、日本政記、皇朝史略等を併讀する者多かりき

右の内明治三年四月朔日「溫習」の業を廢止し、「訓導生」の名稱を「受講生」と改む、而して從來訓導生に授けたる蒙求を全廢し、新稱受講生には、最初に小學内外篇の講義を受けしむる新例を開き、次で十八史略を詳に自修せしむ、其方法、曩の訓導生に同じ(論語、孟子は質問生に昇りて修學のことにせしと覺ゆ)。質問生を數級に分ち、修むる書目順序を、同時定立したりしが、今は考證とすべきものを有せず。同日

諸生徒の獎勵上、更に左三條の規定を設けたり

- 復講 受講生所受ノ書ヲ習ハシムルノ課目トス
- 試讀 素讀生卒業ノ書ヲ考試スルノ稱トス
- 試義 受講生 質問生卒業ノ書ヲ考試スル稱トス

○日課

- 一 正月十一日 讀初 最初に於て教務及び校務に關する職員、聖廟に拜禮し(式の順序は下文に詳なり)次で諸生徒拜禮す。夫より教授、學規(白鹿洞書院揭示)を講ず、講了り授業を初む、此日一同麻上下着(禮服)
- 一 同十七日 稽古初 授業前に於て月次講釋あり(次項參觀)
- 一 月次講釋 毎月三回(七日、十七日、二十九日)教授輪次に講書し、専ら論語を以てす、藩主臨聽するを以て、俗に御前講と稱し、家老執政以下の當直たらざる者皆陪聽す(藝藩三十三年錄參照、賢明の藩主事蹟の部、參觀)講者は繼上下着(半禮服、肩衣ともいふ)講了り授業を初む

附言 月次講釋は、天明建學の初め、格式の講釋と唱へ、儒者即ち教授をして各

自書籍を定めて分講せしめられたり、書名及び教授六先生の氏名は左の如し、
定日は毎月二の日の三回と思はる

論語 植田守衛。孟子 増田來次。中庸 加藤三平。大學 頼彌太郎。
小學 金子源内。孝經 香川修藏。

一 常講釋 諸生徒へ授業了る後に於て開く、毎月六回、教授之を講ず、此講釋は、句讀師の研磨上に出たるものなれば、三回は近思錄。學庸等を以てすと雖も、他方には一般諸士、又は諸生徒の傍聽を許すものなれば、三回は小學内外篇の如き解し易きものを以てせり

一 輪講 開時前項に同じ、毎月一回、上下兩席の句讀師一名づゝ、輪次に之を講ず、講了り坐列に復せば、四方より不審を起して答辯を求む、是句讀師の試金石なり、會頭は教授

一 會讀 開時前項に同じ、毎月六回、上下兩席の學事方及び句讀師對座して、兩席同數の句讀師兩三名づゝ、抽籤順次に、既定の書を講じ、講了り大に討論し、決せざるものは會頭即ち教授の誨へに従ふ、書籍は四書、五經、其他經書の中を、兩席協議し、教授の認可を得て之を定む、前項輪講の書籍決定も亦同じ。質問生の加はるこ

とを許す

附言 會讀の日數は六回との記憶なれども、或は多少の相違あらんか、尙釋ぬべし

一 詩文會 毎月各、一回之を開く、午後より日没に至る、當日席上の題に依りて作る。外に預め課題を講堂に掲示して、會日迄に作らしむ。課題及び席上の作とも、教授の點檢を受け、各自一定の系紙に清書の上は教授席に於て一纏めとし、之を城中に呈納す。生徒の加はることを許す。

一 二月以後の朔日には、毎月授業前に於て、聖廟に拜禮すること一に讀初の日に於けると式を同くす。式は教務校務の諸員、柏舎に列坐し、先づ上の席句讀師本勤一名、聖位の前に進み帳を褰げ、同句讀師加一名、香案の前に進み香を焚く。

拜禮の順序

一 教授

二 奉行以下世話役までの校務職員(以上獨禮)

三 上の席學事方及び句讀師(以下兩名ヅツ拜禮)

四 歩行組の校務職員、下の席學事方及び句讀師

五 勘定所支配足輕資格の者、浪人儒

此時一同繼上下着月朔の拜禮は諸生徒に及さず

一十二月十七日 稽古納。月次講釋、此日を以て了る

一授業時間は朝五ツ時今の凡そ午前八時より正午までとす、暑時は晨朝より授業し、晝四ツ時今の凡そ午前十時を以て了ふ

一休日 二日、五日、八日、十一日、十四日、十六日、十九日、二十二日、二十五日、二十七日の十回とす(城中を初め城外の諸官衙とも同一例なり)

附言 明治四年中、余の手記を存するものに、左記三件は前陳とは異動あり、其變換したる年月日は不明なれど、明治元年の前後たることは疑ひなし

一 稽古初 正月十三日。

二 月次講釋 八の日三回。

三 休日 二七の日六回。先子柳處君の日記に、慶應四年八月七日より、城中二七休日となりし記事あり、想ふに學問所も同時よりなるべし

其他業事の定日、自から異動ありたらんが、今は考へ難し

○ 雜

一新に入學の者は麻上下着用し、豫て申込みたる教授の先導にて、聖廟を拜し、別席にて教授より學規即ち白鹿洞書院揭示の小冊子と、日課心得書とを授けられ、而して教場に就く、歸途先導教授の家に至り、禮を述べ、日課書今は求め難し

一諸生徒三年間、一日も懈怠なく昇校受業の者へ、藤紙を賞與せられたるが、後年は廢せらる(侍士分は十七枚、其以下の者、枚數は詳かならず)

一毎日の授業。聖廟拜禮。諸種の講釋。會讀。輪講等の開始は、擊版を以て相圖とせり

附言 版は厚き板(樺と記憶す)を以て製し、或る一隅に釣るし置き、世話役の指揮を以て、小廻りの者、撞木にて之を撃てり

一勘合簿を教授席に備置き、毎朝昇校の學事方、句讀師、浪人儒之に署名せり(校務職員の勤惰を査する爲め、奉行席に出勤帖を備へたらんが、今は考へ難し)

一文久三年中、學問所内に。又明治元年十月、八丁馬場に學塾を開き、學事方、句讀師その他諸生徒をして寄宿を許し、以て勉學せしめたることあり(明治二年四月、賀茂郡志和の郷に特種の文武塾を開き、大に教育の業を發展せんとしたり、此開業は輕舉の憾なきに非ざりしが、果して事故の爲め、間もなく廢止せり)

附言 學問所のみの通學にては不足の者、數多の武藝を學び、爲に學問所通學の時間なき者、其他の事項にて、學問所に通學し能はざる者は、學問所の授業正午に了り、午後各儒家に於て開ける所の教場に受業せり、學事方も多くは午後或は夜間、自宅に生徒を集めて授けたり。

一世祿三萬石以下、一萬石以上を領する家老職三家あり、各家いづれも皆學職を置き、其臣僚の教育を掌らしめられたれば、爲に名儒を出せること少からず、其氏名來歴は別に掲載する所あらん

藝藩學問所記事一片卷上終

藝藩學問所記事一片卷下緒言

一 丁祭掌儀職式の編述者氏名と、余の之を保存せる由來とは、上卷既に掲げたるが如し

一 丁祭に關する具體記録の城中。又は學問所に備へられたるものは、廢藩の混雜と、明治九年十二月二十五日、廣島縣廳の燒失とに於て、全く烏有皆無に飯したるものと想はる、故に本書は一小部分の殘片が、偶然存したるに過ぎず

一 本書は、丁祭に掌儀の職を執る者を中心としての編述にして、而して掌儀は上の席句讀師頭の定職なれば、専ら上の席を主としての記事とす

一 本書は、追次に箇條中へ書入れ、又は付箋書加へ等ありて混淆少からず、又記事の明瞭を缺ぎ、用語の解得し難き所亦多しとせり、故に是等をして大に明解せしめんと欲せば、今様の文章を以て全體を改作するの勝れるに如かず、然れども當時の事體を亡失するの憂ひあれば、所々に増補注釋して稍、讀過の便に供するのみ、而して尙止むことを得ざるものは、編述者の例言第二項の意に基づき、記事の

順序を前後に変更し、文章も多少改作し、謬誤は訂正せり、而して尙又重複せしもの、又は存するが爲め惑ひを生ずるものは削除したり

一 本書文字は、眞片假名を用ひ、而して余の増補注釋は平假名を用ひ、且補注の二字を冠書して本書と區別せり。本書文中の補注は括弧を用ひて補の一字を書して判明せしむ

一 本書は、版籍奉還以前の儀式典禮なり、奉還以後も無論是に因りて遵行したるも、多少異動を生ぜり、故に奉還より廢藩に至る二年間に於ては本式丁祭僅に二回と、畧式一回とを行ひたるに過ぎざれど、本書の末に附録として之が概畧を記しおけり

一 本書の祭儀は、陰曆時代の施行なれば、二月八月とあるも、今の二月八月にはあらず

一 増補注釋及び附録の業は、明治三十三年十月五日に稿を起し、同三十九年二月二十一日を以て卒りたり、小鷹狩元凱録

藝藩學問所記事一片卷下

安藝 小鷹狩元凱補注

丁祭掌儀職式

掌儀。前齋中。習熟祭禮次第者固也。又宜通讀此職案一張。縦暗記禮節典故。一歲兩度。其間疎闊。或有遺忘。臨事修習。亦此禮也。

補注 丁祭とは、毎年春の二月と、秋の八月との丁の日を以て、孔子大廟以下總て孔子を聖位。大廟を聖廟と書すに釋奠の禮を行ふ祭名なり。掌儀とは、此祭事に當り、萬般の儀式を掌る者の職名なり

○例言

○ 篇中講堂(補) 祭日の式場ニテ南北東西ト記セルハ現在見ル所ヲ以テ云フナリ、丁祭ニテ定ル四方ノ方面ニ非ズ、但知リ易カラシメンガ爲ノミ

補注 聖廟は、平素授業せる講堂の東奥なる坐續き西向きの建造なりしが、聖位を南面にして祭るは禮なるゆゑ、丁祭の日は、實の西の方位を假りに變

更して南とし、其他三方位も従ひて變更せり、然れども本職式書中の東西南北は、實の方位を以て示したるものなれば、此例言ある所以なり

○毎々少ノ損益アリ、其度ニ追記シ、且又心付タル事ナドモ追々ニ記シ、餘地ナキ時ハ所々へ見合セテ書オク故散出セル事多クレバ、毎事遍ネク見合スベシ、觀者煩シケレバ、類集シテ書改ベキナレドモ、未ダ其暇ナクテ得ハタサズ、他日ノ清書ヲ俟耳

補注 見合の字は、見計ひ又は點檢の方言なり、後にも多く見ゆる所なれば聊か其義を記しおきぬ

○丁祭心得之條々

○掌儀ハ、丁祭禮儀總引受ノ義ユエ、献官ヲ初メナニカ心ヲ付ケ、萬一違失非常有之トモ、臨機應變取計可申事

補注 献官には、正献官あり、分献官あり、教授即ち儒者の執る祭務の職名なり。正献官は首坐の教授、祭り毎に城上に於て命せらる、若し首坐教授、服忌病氣又は旅行等支障の時は、次坐教授に命ず。此次ぎに分奠官といふあり、是亦教授を以て之に充つ。分献官 分奠官は何處にて命せられしか、今

は釋難し

○句讀師(補) 解は上卷教務職名の部にあり、官員不足カ、何ゾ故障有之歟、缺役相成候義、前方ヨリ相知レ候ハ、諸生ノ中何レ句讀師ノ選ニ中リ候人材カ、又ハ官員可勤、人柄ヲ撰ミ、下地服忌等相改置可申事

補注 官員とは、正献官以下儀式に關し、祭務を執る諸員職名の總稱とす、其分掌區別は後に詳なり。分奠官以上の官員に不足、又は急補缺を要せしときは、教授にて適當の取計ひありたらんも、此處は掌儀の權限内を示したるのみ。服忌ある者は祭事に關與を許さず、故に預め之を調査の要あり

官員御雇有之候ハ、掌儀其人名教授へ可申出候事、急煩(補) 既定の官員等ニテ前日(補) 祭儀のまへ日ニ相知レ候ハ、聖壇(補) 聖位を安置する上段の間をいふ)掃除出勤候間、其節教授へ急煩、并ニ御雇ノ義、可申出、モハヤ學舎ヨリ教授退下ノ後ニ候ヘバ、御雇ノ方角へ申遣シ置キ、明朝早々出勤候様に取計ヒ、御當日掌儀出勤ノ上、教授へ達シ候テモ宜敷候事

○官員申渡ノ節ハ、奉行席へ入り扇子ヲ扱キ畏リ可申、奉行衆、是へト被申候テ、側へ寄り可申、官員書付、渡サレ候ヘバ、奉畏ト御請致シ、直ニ教授席へ挨拶ニ參リ可

申候。奉行席列坐ノ人へ別ニ吹聴挨拶ニ不及候

補注 此申渡しとは、祭日に於ける掌儀となる以下の者へ、官員の辭令を交付することといふ、交付は、習禮を行へるの前日と記憶す。奉行の解は上巻に在り、即ち學問所諸職務處理の長官をいふ、祭日には奉行の官員名を「監司」と稱したり

○官員相勤候方角補 方角とは人といふ意味、御當日御覽等ニ被罷出候儀有之バ、
丁祭官員相勤候ニ付得罷出不申候段、案内致シ官員相勤候事

補注 御覽とは藩主、前藩主、又は世子公子等に於て、諸種の武術を閱覽せんが爲め、城中、又は某場所に召されたる時のことをいふ、丁祭官員は限りある要務なれば、御覽の方は不參の案内して出ざるなり。案内とは其筋へ屈出ることといふ

○習禮心得ノ事

○丁祭前四日稽古相止候、第一日習禮ノ事

但朝五ツ時補 今の凡そ午前八時揃ヒ、遅參無之様示合候事

補注 正献官「分献官」分奠官「掌儀」祝を勤むる官員は、丁祭當日の前三日間、其他の官員は前一日、家に齋戒して他人に接見せず、只祭用にて學問所に出る者は此限りに非ず、故に齋戒の始まらざる前日、即ち休業の第一日を以て下復習を行ひたり、之を習禮と唱ふ、是前四日間の休業を要する所以なり

○習禮ノ日、總仕構早々相成候様、吟味役中へ申談シ、何角見合セ候事

補注 吟味役は世話役と書すを可とするが如しと雖も、本書には總て原文に依る、其解は上巻に詳なり、祭日には官員名を巡監と稱したり

○教授席、句讀師兩席出勤相揃候カ、調べ候テ相揃候へバ、其由、吟味役中へ申候事
但遅ク不相成速ニ相始リ候様取計候事

○禮單、竝に官員人名書付、奉行ヨリ被相渡候事

但シラべ候テ間違有之候へバ可申出

補注 禮單とは、丁祭儀式の順序書にして事は後に詳なり、本文の二書は、習禮の日、奉行より掌儀に交付せるなり

○官員人名書付ヲ竹舎へ持參、人別シラべ候テ、相揃候へバ、其由、吟味役中へ申候

へバ、撃版ヲ撃切候事

補注 準備整ひ習禮に掛らんとし、吟味役は掌儀と協議して先づ版を撃たしむ。撃版中、献官以下の各官員は、竹舎に參集して列坐し、此舎に集まる圖解は、御當日心得の部にあり、是に於て掌儀は人員を調査し、其揃ひたるを見て、再び吟味役に通告して版を撃切らしむ。竹舎は、玄關に上りし所の大廣間にして、解は上卷に詳なり

○撃切候へバ、献官へ揖シ、講堂へ誘引、諸事如例

補注 掌儀は、正献官に揖して起ち、次で同官を始め列坐の各官員も皆起つ、乃ち掌儀は先導して講堂に進む。講堂は、祭儀執行中、各官員着坐する所の式場なり、後に圖あり

○習禮中、敬慎第一ニテ御當日ノ心持ニ可有之、大聲譁笑無之様、示合可申候事
○序立位次 正献官ノ右ヲ上ニ致シ、官員ノ次第ヲ以テ左右々々ト相立候事 竹舎ハ東、松舎ハ西、講堂ハ南ガ上ミ、下ニ圖アリ可考

補注 講堂の東奥坐續きに平日大唐紙四枚を建つ、之を披き鳴居を越ゆれば、大成之間にして、是より内を聖廟とし、聖位を安置す、此所までに二壇あり

たり。序立位次のことは後に詳載せり

○官員人名書付ノ内、樂人ノ分、前ヨリ知レザルトキハ、前日ニ必書記方へ申シテ書セツガセ候事

補注 樂人とは嚴島神社の祠官にして、伶人を兼る者なり、丁祭には此伶人を以て命ず。本文は後に大同小異の記事あり重複なれど皆存せり

○官員 贊者事多クマギラハシキユエ、本勤補 上の席句讀師本勤ヨリ相勤候様
然不必 近事相成ル

○前日心得ノ事

○御當日前ノ日、出勤時刻ノ事ハ、習禮ノ日ニ教授方へ尋置キ教授方出勤ノ時ヨリ一時補 今の凡そ二時間前ニ 祝補 讀祝の官員名ノ人出勤、諸用方へ申遣シ候へバ、祝文用、白界ノ奉書ニ 杉原 手拭用 半紙 諸事入用 硯墨筆相渡候事、書損候へバ、其由、又申遣シ紙受取候、書調候テ 掌儀へ見セ、相濟候テ細工人補 紙糊の用を執る者、解は上卷にありヲ召ヒ、祝自カラ祝版ヲ持來リ、細工人ニ張ラセ、又教授へ見セ、半紙ヲオソヒ、聖壇へ居置候事、但麻上下着

半紙ノオツヒハ、聖壇迄ユク間ナリ、扱黒塗リノ案、聖壇ノ下ニ有之、拭ヒ清メ候
テ帳ノ内ヘ入レ、其上ニ爵臺ヲ真中ニ置キ、祝祝版ヲ其下ヘ入置クナリ(補) 此一
節は本書附箋ナリ、前節の増加なるべし)

○掌儀前日ハ教授ヨリ前ニ出勤シ、教授、聖壇掃除ノ手傳ヒ候事

○聖壇前、諸陳設、竝ニ位次等、諸事見合、間違不便有之バ其向々ノ者ヲ呼ビ直サ

セ候事、何モ御當日ノ通りニ揃ヘ候ナリ

○神厨御供物等調ヒ居候ヘバ、左ノ通りヲ以テ見合候事

春 丁

鯛掛ケ

一尾ヅツ

俎朱塗一對

但御當日ヨリ肉ハ黒俎ニ有之

栗 柿

五 五

簋朱塗一

胡蘿蔔

二切

豆梨地一

蔓菁

二切

鵝肉

一切

右 聖位

栗 柿

二 二

簋九

胡蘿蔔

二切

豆朱九

蔓菁

二切

右 配從位

秋 丁

鮎

五尾ヅツ

俎一對

梨子

二

簋一

棗

二

豆一

雁肉

一切

豆一

冬瓜

二切

右 聖位

梨子

棗

鮎

冬瓜

一

蓬九

豆九

二尾

二切

右 配従位

補注 春丁 鯛一尾云々一行の但書は解し難し、多少推測はあれども略して記せず

茅沙盤 十ノ内

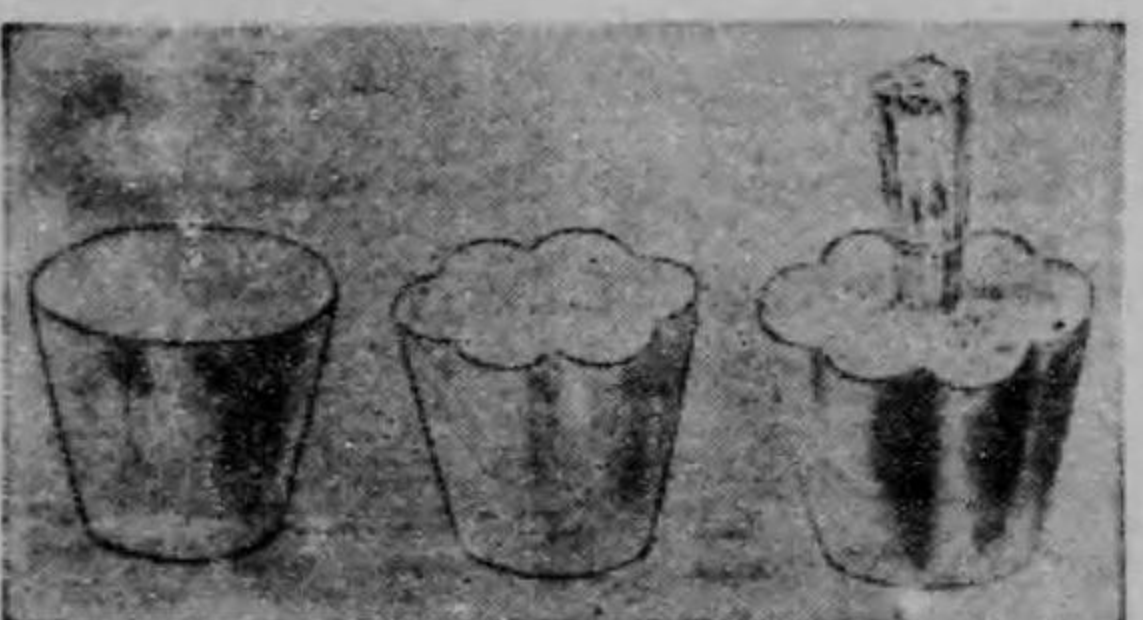
外朱模様

一

聖位

配位

従位



四(補 配従位の茅沙は前と同一ならん)

五

補注 聖位及び各配従位の前に備へ置く。事は後に詳なり

爵

十一

聖位

配従位

一 黒小箱へ入レ案上向フ人ノ左ニ居ウ

九 黒横長箱二へ入ルナアリ

補注 以上に記せる配従位の事は「御當日心得ノ事」とある記中に於て漸次明瞭となるも、便宜の爲め茲に其名を示さん

配位 顔子名は回 曾子名は參 子思子姓は孔名は思子思子思は字なり 孟子名は軻

従位 周元公濂溪名は惇頤 程純公明道名は顛 程正公伊川名は顛

張明公横渠名は載 朱文公晦庵名は熹

○帳ハ教授掛替ラレ候ヘドモ、見合可申ト被申候事有之、帳ノ上、横木ノ所、隠レ候様可致、華綬ノ上ク、リ所モ隠レ候事

補注 帳は聖位を安置し奉る所の前に垂れ居るものをいふ

○御當日心得ノ事

○御當日朝、二ノ尊ト幟首疊トへ酒ヲ入レ。水注二へ水ヲ入候ハ、例ノ通ニ有

御當日心得ノ事

之哉ヲ見分致ス、其外何角陳設等氣ヲ附候事

補注 職首器に對する行事、及び其備へありし所も忘れたりしが、儀式の記事中、飲福の行事に、器尊云々とあるを見れば、講堂位次の圖中、饌の傍らにありしかと推考す、行事も亦同記事の外に出ざりしならん

○句讀師不殘、奉行席、教授席へ挨拶ニ參ルベシ、時ハ見合ナリ、御祭事始ラザル内ナリ

○火鉢ノコト常ハ四ツニ候ヘドモ、御當日ハ麻上下着ユエ、セギ合難ク又寒ク凍ユレバ御用勤候ユエ、格別ヲ以テ今日ホドハ數多ク出候様談シ候事補 上の句讀師席のみの記事にて不備用なれども削らす

○樂人へ講堂補 當日の式場、以下同じへ廻リ候様ニトハ、巡監補 吟味役の官員名中ヨリ達シ候事、ヨキ時分見合セ、掌儀ヨリ巡監へ談シ候事

○御當日 教授方並ニ兩席補 句讀師の上下席、其外樂人ヲモ調べ人數揃ヒヲ巡監へ申シ達候事

殿様補 藩主御詰不被遊候へバ、成丈ケ早ク始メ可申、自然、御家老 御年寄等、未ダ出席無之、扨ト巡監申候へバ、最早、正献官、裝束着用被致候、尤其間合モ有之、又竹舎

序立等ニテ隙取候間、其内ニハ御家老等、出ラレ可申間、何分成丈ケ早ク擊版有之候様ニト可申事、畢竟、丁祭御儀式ハ御家老等ニ拘リ候義ニテハ無之故ナリ、菟角御家老等へ見セ物ニ致ス様ナル心得ニ不相成様ニ可存ナリ

補注 御當日の服裝は、正献官、烏帽子直垂着にして、其以下の官員は總て麻上下着なり、因にいふ、此日、藩主は麻上下を着せられ、家老以下拜觀者も亦同様なり。明治二年八月丁祭のときより官員の服裝に小變動あり、後の附録に記せり

祭儀必要二書

補注 是より以下は祭儀の順序を明瞭にせんが爲め、原書の列次に依らず、前後適宜に謄載せり、故に習禮の日に於て奉行より掌儀に交付せし必要の二書、即ち禮單と、官員人名書付とを最先に記し、而して本祭儀の次第は、安政七年二月丁祭儀式を以て骨子として掲ぐ、蓋し此記事は體を具ふるに依る。記事中の竹舎坐次。松舎序立。講堂位次。香案置所の四圖は、他部にありしを移して此處に挿入したるものなり。(此年閏三月萬延と改元)

○禮單(儀式順序) 杉原紙ニツニ折テ書ク、表包アリ「白紙」樂名ハ朱ニテカク

補注 禮單各目の解釋は後に詳載あり

擊版

刀者詣左刀架所

監祭官皆升就座

樂師詣奏樂所

奏樂

各官序立堂前

掌儀先升巡視陳設而降

掌儀引衆官而升各就座

掌儀率傳供者入厨視饌

掌儀唱褰帳

奏樂

褰帳

掌儀唱進饌

雙亂聲

音取

樂止

春庭樂

樂止

奏樂

進饌

掌儀唱分奠

奏樂

分奠配從位前

掌儀巡視陳設復位

掌儀唱獻酒

奏樂

獻官上香

獻酒

讀祝

掌儀唱分獻

奏樂

分獻配從位前

飲福

賀殿

樂止

鳥急

樂止

颯踏

拜

樂止

入破

樂止

拜

御當日心得ノ事

又 正獻官上香の後ち獨拜なり

又 祝讀祝して復坐の後。掌儀
拜伏と唱ふれば、正獻官を除く諸
官員及び拜觀者とも皆拜す
又 樂止のち同上

御當日心得ノ事

掌儀唱徹饌	奏樂	羅陵王
徹饌		
徹配從位前饌		樂止
掌儀唱垂帳	奏樂	酒胡子
垂帳		樂止
徹祝		
奏樂	武德樂	樂止
各官皆降		
焚祝		
揖禮		
各官皆退		
樂師退		
監察官退		

秋丁樂名

褰帳	萬歲樂	亂聲 雙調 音取
進饌	林訶	
分奠	陪臚	萬延元八月後、以輪鼓換之補 陪臚及び輪鼓
獻酒	五常樂	とも原書には墨點を掛けありしが外に換文字
分献	三臺鹽	なきを以て共に其まゝ生し置けり
徹饌	合觀鹽	
垂帳	還城樂	
	長慶子	

官員人名書付 赤紙半切(補用紙は藩の各衙に於ける用紙なり)

丁祭行事執事官員

正献官

氏實名通稱

御當日心得ノ事

補注 執事官員の常時職名を對照して

左に掲ぐ

正献官 首坐の教授之に當る

分献官

氏實名通稱

分献官 教授之に當る

分奠官

氏實名通稱

分奠官 同上

掌儀

氏實名通稱

掌儀 上の席句讀師頭之に當る

祝

氏實名通稱

祝 同席句讀師本勤輪次に當る

帳者

氏實名通稱

帳者。司尊。司香燭。贊者。介者
同席句讀師本勤同加 順次に當る只

司尊

氏實名通稱

贊者は行事煩多に依り本勤の人順次
を下り之に當る事あり

司香燭

氏實名通稱

以上侍士。式場に於て大成之間(當日
の堂上)に入り、聖壇までの行事を執る

贊者

氏實名通稱

者

傳供傳徹者

氏實名通稱

傳供傳徹者 下の席學事方又は句讀師
本勤之に當る

執爵

氏實名通稱

執爵 齊者。執洗。同席句讀師本勤、
同加 順次に當る

齊者

氏實名通稱

掌酒饌 同席學事方尤も順上の者之に
當る

執洗

氏實名通稱

以上步行組。式場に於て大成之間に
至る迄(當日の堂下)の行事を執る者

司貨

氏實名通稱

司貨 諸用方步行組之に當る、司貨は式
場直接に執事なし、然るに掌酒饌の上
に置くこと今考へ難し

掌酒饌

氏實名通稱

司觀 學問所屋敷番步行組之に當る

司觀

氏實名通稱

司書 書記方步行組之に當る

司書

氏實名通稱

録名。掌洗掃 書記方番組之に當る(番

録名

氏實名通稱

御拜ノ時ハ、毛氈ノ上ヲ下リ、疊上ニ平伏ス。此間ニ他ノ官員補 御拜ノ式に
列せざる者竹舎ニ行キ列ス 正献官直ニ竹舎ニ行レ、預テ裝束ヲ番組一人持
行キ、屏風カコヒノ内ニテ着セラル

祝 祝版ヲ徹シ、句讀師席ニテ細工人ヲ呼ビ、丁祭ノ祝文ト張カヘサセ、例ノ通
リ聖壇ヘ入レ置ク、御家督御拜ノ祝文ハ文庫ニ入レ置キ、丁祭濟ミ焚祝ノ時、
共ニ焚ク

補注 本記事は例祭に關係なきも、當時藩の聖位を尊重せし敬虔の意を示
さんが爲め删除せざりき。御家督の殿様とは第十三世の藩主節山公なり

本祭儀次第

一 撃板 掌儀ハ、開式ノ爲メ巡監ニ撃版ヲ申シ談ズ、版ヲ撃チ始ムルヤ、分献官以
下掌酒饌以上ノ衆官ハ、直ニ竹舎ニ集マリ、次デ正献官ハ、贊者 介者ヲ前後ニ
隨ヘテ同舎ニ入ル補 贊者は先に立ち、介者は後に從ひ、正献官の業事を助く
る者なり、竹舎に於ける衆官員の坐次は下圖を參觀、掌儀ハ、官員人名書付ニテ
人員ヲ相調ベ相揃候ヘ、聖位開牘補 牘とは、厨子の内にある聖位にして、正
面に至聖先師孔子神位の八字を書す、學問所創立の藩主恭昭公の直筆なりノ

爲メ教授補 分献分奠兩官の中一人及ビ掌儀 祝ノ二人聖壇ニ上リ之ヲ行
ヒテ三人共ニ竹舎ニ復坐シ、掌儀ハ、正献官ニ對坐ス。時ニ撃版ヲ聞キ、御家老
初メ一同列坐濟ミ補 拜觀席に就ク申上補 藩主ヘ式場臨坐を上陳ス

殿様 御臨坐後、巡監ヨリ何事モ宜シト掌儀ヘ案内補 藩主以下拜觀者の
式場に就きだること等、準備整ひたるの報告ス、掌儀 版撃切リノ事ヲ巡監ヘ
申シ談ズ、版撃切ル。此トキ式場ニ樂聲起ル補 樂人開式前に式場の定坐
に就き、版の撃切を期とし奏樂を始む亂聲補 樂名第二搥鼓ノトキ掌儀ハ、
揖禮シテ起チ正献官ヲ初メ衆官の先導トナリ式場ニ進ム、左右ニ設タル刀架
所ニ衆官脇差ヲスキ刀者ニ渡ス補 此所、松舎序立の場に入る口許なり、是よ
り儀式中無刀となる、刀者は小廻り者^{雜役}を以て充つ、當日麻上下着を許す

「嘉永七年二月ノ時ヨリ教授、掌儀、祝ノ三人、預メ講堂補 式場ニ出居、
御家老衆ヲ初メ御役人中補 拜觀者着坐ノ上、開牘イタシ、畢テ掌儀ヨリ
巡監ヘ宜シト申候ヘバ、版ヲ撃切ル事トナル

補注 此撃版の一節は、他の部に記載ありし例祭の原書より採る所なりし
が原書甚だ不完全なるを以て、原意を失はざることに注意し、安政七年二月

る鳴居なり此處より内部を祭日には、堂上と唱へたりへ入ルトキ揖ス衆官皆然
 中出入ノト 上壇ノ下ニ香案ヲ後ロニアテ、跪中座ノヲキ少シ拜ノ體ニテ手ヲ
 膝上ニ置キナガラ平伏シ、頭ヲアゲ謹テ中、右、左ト陳設ヲ視ル、畢テ復リ、正
 献官へ一間クホド隔テ向フ補 掌儀陳設の整備を點檢して前圖の位地に復リ、
 正献官に向ひ次の事を行ふ

補注 香案の置所は次項、講堂位次圖の參觀を要す

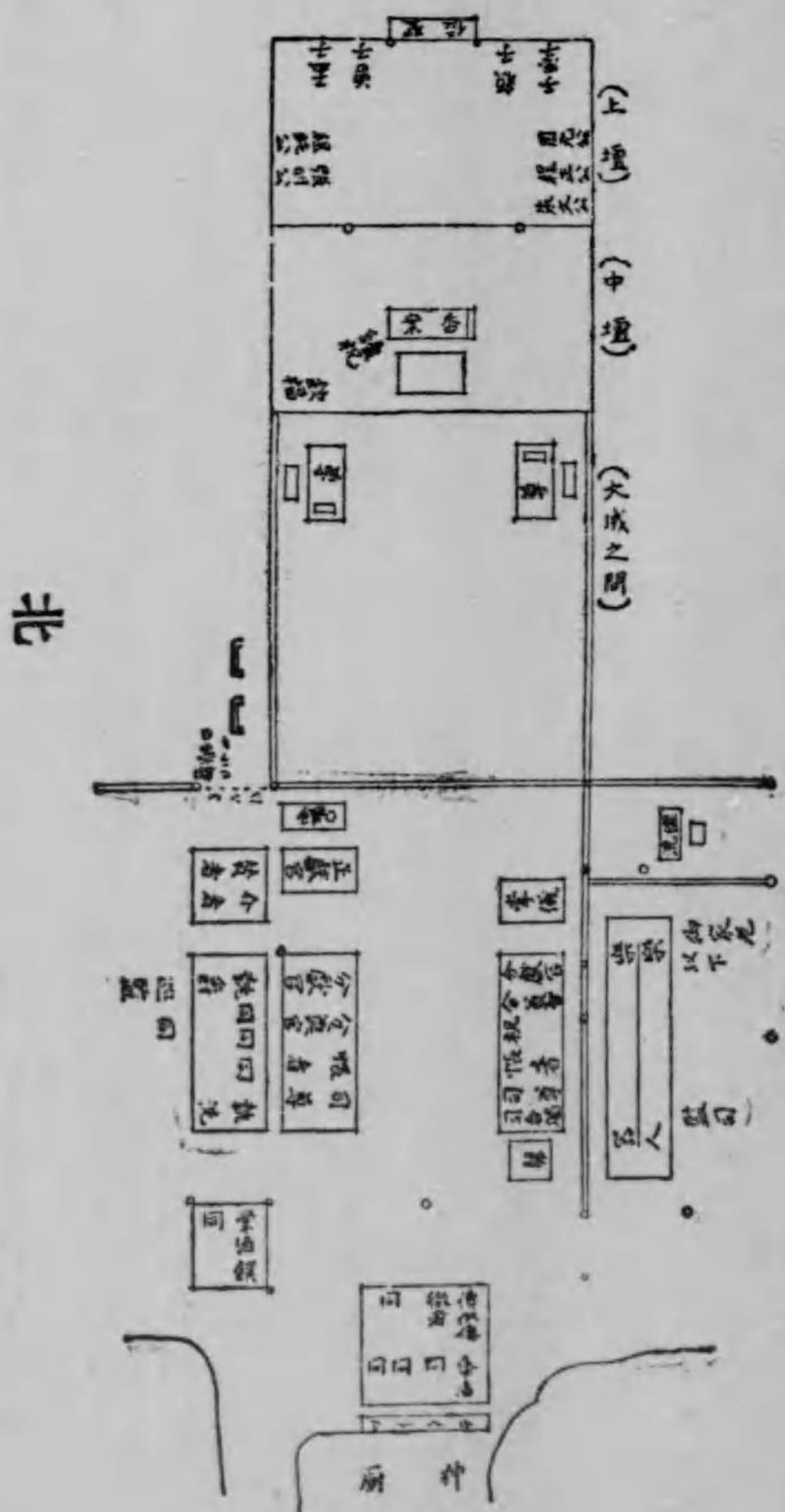
一 掌儀引衆官而升ノ事

掌儀揖シテ衆官ヲ導キ行ク、自身ノ席上へ就ク、掌儀此間ノ路、皆南方、衆官坐席
 ノ前ヲ行クナリ補 掌儀は南北二列衆官員の南側を進行するも、敷氈を履ま
 ざる様にして其坐に着くを示す衆官皆氈上ニ着キ立ヲ見テ掌儀坐ス、扇子ヲ
 以テ麻上下ノ下ノ後ロヘアテ坐ス、手ヲアツベカラズ、衆官如之衆官皆座ス
 補注 衆官員式場列座の圖は下の如し

講堂位次補 講堂は祭日の式場衆官員の列座する所なり此日堂下と稱す

南

○ハ柱ナ



北

安政三年二月、兩尊ハ御當日ノ方位南向キ、實ノ西向キニ据ウ補 本圖と方向
 の異例を示せり

補注 圖中の『は藩主、前藩主、世子、公子等の臨座し玉ふ所なり

御當日心得ノ事

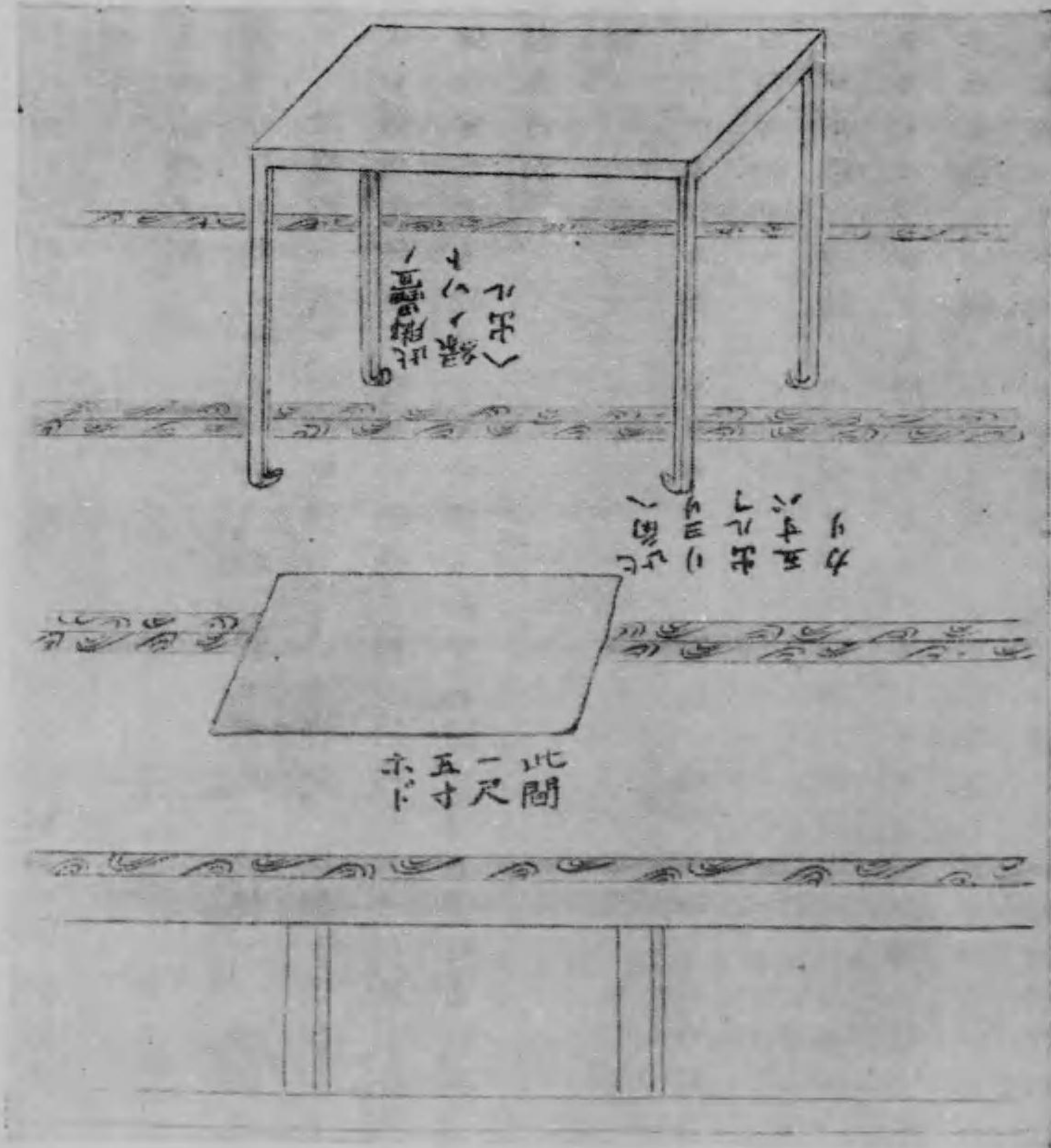
左右兩尊を備へ置きたる所を大成之間といふ、是より二壇を上り中央高處に聖位を安置す、大成之間より次の廣場を講堂とす、總て祭日の式場なり。官員名を記する圖の四角は、皆毛氈を敷けるなり。香案の前なる四角も亦毛氈にして、正献官香を焚き拜禮せし所の位地とせり、次で親から聖位へ献酒せるの後こゝに復り聖位に正面し、讀祝の畢るまで座する所とす。尊の前なる小角は「司尊」、盥洗の前なる小角は「執洗」の各事を行ふ所にして此小角も亦毛氈なり。

讀祝とあるは、祝祝文を捧讀する所の座なり。飲福とあるは、正献官聖位に献じたる御酒を分ちて、頂戴する所の座なり。饌とあるは、正献官頂戴する酒盞を最初に備へ置く所なり。是等行事は前項と共に後の「掌儀唱献酒ノ事」の文中に詳載あり。

傳供傳徹者、及び齊者、の座より後位は柏舎にして、巡盥の座より後位は松舎なり。又柏舎の一隅及び松舎は、皆拜觀人の參座する所とす。

余輩の祭事に加はりし頃は、聖位に向ひ左方の尊は置かず、右方のみにて事を行へり、遂に何の故たることを知らず。

香案
置所
如左



御當日心得ノ事

補注 本圖は、前日心得ノ事の部にありしが、講堂位次の圖と對照の爲め茲に繰下げ掲ぐ

一 掌儀率傳供者入厨視饌ノ事

掌儀、傳供傳徹者、席ノ東南ノカドニ行き、斜ニ向ヒ立ナガラ揖ス、傳供傳徹者、齊者、皆答揖ス、掌儀厨へ入り、傳供傳徹者、齊者從フ、事畢テ掌儀南方ノ口ヨリ出テ復坐シ、傳供傳徹者、齊者亦復坐ス、厨内に入り供物に不都合なきか否やを點檢するなり此とき掌酒饌も必ず入厨すべき筈なるに、其記事なきは或は脱漏なるか

一 掌儀唱奏帳ノ事

掌儀禮單ヲ懷中ヨリ出シ前へヒラキ置テ、奏帳ト聲ヲ上グレバ、司香燭起テ香案ノ前ニ行き焚香ス
御祭事始ラザル前、香爐ノ火ヲ氣ヲ付ケ候事、御祭事中ニ火消レバ、香爐ヲ兩手ニテカ、へ上ゲテ神厨へ行き、火ヲ入レサス、皆司香燭ノ事ナリ
香合ノ蓋ヲオホヒ退ク、奏帳ノ樂起リ、補司香燭復坐して樂起る帳者、兩人起テ上壇ニ至リ奏帳ス、次デ左右ノ配從位ノ開牘ス、補帳は聖位安置の牘前に

垂れ居るを兩方に褰ぐるなり

當年ハ初メノ御拜補、藩主家督の拜ノ時、献官聖位ノ開牘アリ、夫故奏帳ノ聖位ノ開牘ハナシ。以後ハ筆上ノ帳者、聖位ノ開牘ス、封印ハ前日御掃除ノ教授除ラル。奏帳ノ時、開牘ノコト當年發例ナリ、補此十五字は記文中撞着し甚だ明白ならず、或は誤字等の爲ならん。前に掲ぐる、擊板の記事と照看せば、例祭に於ける聖位開牘のこと自ら瞭然なり

一 掌儀唱進饌ノ事

奏帳ノ樂畢リ姑ク見台セテ、掌儀進饌ヲ唱フ、傳供傳徹者、齊者、掌酒饌、神厨へ入ル
進饌ノ樂起リ、分献官兩人起テ鳴居際、補大成之間に入る鳴居なり、下皆同じニ進ミテ揖シ、左右ニ向ヒ立ツ、傳供傳徹者、左右ニ分レ神厨ヨリ南籩、北豆ト持出デ分献官ヘワタス分献官ハ傳供傳徹者ニ面シテ受取り、向キカハリ進ミ行き、聖壇ノ下ニテ饗補、籩器の供物を蔽ふ袱紗の如きものヲノケ、四ツニタ、ミ。豆ノ蓋ヲトリ仰ノケテ下へ置ク、籩豆ヲバ帳裏案上、左右邊へヒラキオイテ拜ス、次ニ傳供傳徹者、俎ヲ左右ヨリ持出デワタス、分献官受取

ヲ籩豆ノ中^{ナカ}へ置キ拜シ退ク

補注 分献官とは 正献官^{聖位}に献酒の後ち、尊酒を分けて配位^{從位}へ献ずるより出でたるの名ならん、然れども聖位に進むる籩豆及び俎の三器供物は皆分献官の手に依りて撃く。本項及び次項、供物の品目、竝に之に關する事は、前に掲ぐる「前日心得の事」の部に詳載せり

一 掌儀唱分奠ノ事

掌儀^{分奠}ヲ唱へ樂起ル、分奠官^{兩人}起テ鳴居際ニ進ミテ揖シ左右ニ向ヒ立ツ、齊者^{左右ニ分レ}、神厨ヨリ出テ籩ヲ持チサ、ゲテ分奠官^{へ渡ス}、分奠官^{ハ齊者ニ面シテ受取り}、分献官^{ノ進饌ノ如ク}、配從位前ニ奠ス^補 供へ置をいふ^次ギノ齊者^{又豆ヲ左右ニ持出テ}、既上^{齊者ノ中ニ並ビ}、膝ヲツキ、豆ヲ高クサ、ゲテ待ツ、分奠官^{ノ降ルヲ見合セ起テ行テ}ワタス。箇様ニ籩、豆^{々々ト互ニ}持出ヅ、北ノ方先ヅスミ、北方ノ分奠官^{復坐ス}、南方ハ尙籩豆トモ一從位ノ分持チ出ヅ、南方ノ分奠官^{末ノ朱文公ノ位前へ進メテ退ク}

補注 南方は三從位にして、北方は二從位とす、故に南方の分奠官は、後れて復坐する所以なり

一 掌儀巡視陳設復位ノ事

傳供傳徹者^{齊者} 掌酒饌^{復坐シ}、樂止ム^補 分奠中の樂やむなり
掌儀前ノ如ク升テ陳設ヲ拜見ス、萬一違失アラバ其計ヒスベキナリ^補 復位とは、掌儀^{聖位}及び配從位への供物に間違ひなきか否を拜見して復坐するをいふ。巡視陳設の行事は最初、掌儀先升巡視陳設而降^{の記事參觀}

補注 傳供傳徹者^{齊者} 掌酒饌^{は先きに掌儀が進饌を唱へたるときより}式場行事の外は神厨に在りしが、茲に初めて復坐するをいふ。又傳供傳徹者^{は聖位へ供ふる進饌のみ}持運び、齊者^{は配從位への分奠のみ}持運ぶ者なれば神厨に入るは同時なるも、職は自から區別あり、掌酒饌^{は右兩官員に}對し總ての指揮を爲すものなり

一 掌儀唱献酒ノ事

掌儀^{陳設}ヲ視テ復坐シ 献酒ヲ唱フ樂起リ 司尊^{南方}起テ尊所ニユキ跪ク、執洗^{盥洗}所へ行キ坐ス、贊者^{正献官}ノ坐ノ右^{正献官ノ角}へ間半程オキ跪キ、揖シテ、正献官ヲ導キ盥洗所へ行キ、案前右ノ方^{盥洗案ノ}ニ西向ニ跪ク、介者^{ハ正}献官ニ從行シ案ノ左ノ方ニ案へ近ク寄り跪ク、正献官手ヲ洗フ、執洗^{自身ノ左}

ノ方ノ水入ヲ取テ左手ニテ水入ノ手ヲ執リ右手ニテ水入ノ口ヲオサヘテ水ヲツ、グ、盥シ畢テ介者其方ノ巾ヲ取テ正献官ヘサツク、正献官是ヨリ聖壇前ノ香案前ヘ進ム、贊者先行シテ香合ノフタヲアケ、正献官ノ右ノ方ヘ退テ跪ク、正献官焚香シ、贊者進デ香合ノフタヲオホフ、正献官拜ス、贊者又先タテテ盥洗所ヘ到ル。此ヨリマヘ介者ハ盥洗所ヨリ直ニ爵ノアル所ヘ行キ、聖位ニ献ズル爵ノ入アル箱ノフタヲアケテ案補箱をぬける案上ヘオキ爵ヲ出シ、兩手ニテ擎ゲ持テ盥洗所ヘ行キ、案ノ左ノ方ノ間ヲオキテ膝ヲツキ、正献官ノ來ルヲ待チ盥洗案ノ真中ヘヨル、執洗ヲガ右ノ方ノ水入ヲ取リ、介者ノ持タル爵ヘ水ヲツ、グ、正献官ノ手ヘ水ヲツ、グガ如シ、介者水ヲヨク銅盤ヘハヘキリ、ワガ左ノ方ノ巾ヲ取テ水ヲハヘタル方ノ口ノ邊ヲ拭ヒ、巾ヲ左ノ手ニテソノマ、本ノ如ク案上ニオキ、又兩手ヲ以テ擎ゲ持テ、正献官ニ從ヒ尊所ヘ行ク。此洗爵行事中、正献官ハ介者ノ後ノ方ヨリ立ナガラ、介者ノ爵ヲ洗フヲ視ル、贊者ハ以前ノ如ク西向ニ跪ク。サテ進デ尊所ニ至リ、正献官ハ尊ノ案ノ方一間ノ中央ノ邊ニ南向シ酒ヲ爵ヘ入レルヲ立視ル、贊者ハ司尊ノ右ニ並ビ中壇ヲ後ロニアテ西向シテ待ツ、介者ハ尊ノ案ニ真向ニシテ酒ヲウケ、擎ゲ持テ、贊者

ヘツタシ畢テ再ビ爵ノ入シ箱ノ所ヘ行キ蓋ヲオホヒ復坐ス。司尊ハ此ヨリ前ニ見合セテ尊ノ〔幕ヲトリ案補 尊を置く案上ヘタ、ミテオキ、杓ヲ箱ヨリ出シ、尊上ヘウツブセテオク、酒ヲ入レ補 爵に酒を入るなり〕畢テ本ノ如ク杓ヲ納メ〔幕ヲオホヒテ坐シテ復坐補 行事畢リて其所に坐し夫より又、講堂位次〕に示せる坐に復るなりシ執洗モ復坐ス。サテ贊者ハ爵ヲ擎ゲ持テ先ツ進ミ聖壇ノ前ニ御左ノ方ヘヨリテ跪キ、正献官爵ヲ受取テ茅沙補 茅沙盤は聖位及び配從位の前に供ヘあり、盤の圖は前に掲ぐヘソ、ギ、爵ヲ帳内、爵ノ臺ヘオキ拜ス、此トキ贊者ハ次ノ間ヘ下リ南ノ隅ヘ跪キ待ツ 正献官〔盥上ニツクノ註前 贊者導キ盥ノ右ヘ跪キ、正献官坐シテ後チ自身補 贊者ノ席ヘ復ル補注 此行事は尤も重大なる式なり、事に當る各官員の動作を參差綜錯しての記載なれば其前なるものを後に書し、其後なるものを前に書しあり、且又この文中には案の置處、四つに分れ居る等、洵に煩雜の憂ひ免れ難し、仍て看官の注意を要せんとす、將また司尊 贊者 介者 執洗の各官員は自己の行事を終れば定まれる坐に復せども、獨り正献官は聖位に對し奉り中壇に置きたる香案の前に敷ける盥上に坐せるものと知るべし〕

献酒ノ樂止ミ 祝ハ南方ヨリ進ミ聖壇ニテ拜シ、又進デ立ナガラ祝版補 祝文をはりたる版は、前日より聖位の帳内に納めありヲ取テ直チニ北方ヲ下リ、香案ノ北方ノ前 正献官ノ坐セル左ニ少シ斜ニ跪キ、版ヲ撃ゲテ讀ム〔補〕講堂位次〔の圖を參觀〕畢テ版ヲ案上ノ北角ニ正ク置テ退ク

補注 祝の文例、並に讀方は、他の部に前記ありしを繰下げ、又祝文變例は、他の部に後載ありしを繰上げ、此次へ合せ掲ぐ

祝文

維

年號何年歲次ニ干支ニ八月干支朔越丁支

從四位上侍從 兼安藝守食封四十二萬石源朝臣諱

命ニ教授官氏實名等ニ敬致ニ祭

至聖先師孔子ニ

師德配天地道冠古今剛述六經垂憲萬世謹修清酌庶羞之奠以

復聖顏子

宗聖曾子

述聖子思子

亞聖孟子配且以

周元公

程純公

程正公

張明公

朱文公從祀尙

饗

干支ハ皆訓讀ナリ甲子乙丑ノ類 ○丁ノ訓ハ丁ノトヲ添フルナリ○源ノ朝臣ト讀キリ。御名ヲ微聲ニ唱フ○實名訓ヲ用フ○師德配天地。師ト讀キル○奠ヲノ字トヨム、舊例散樂ノ謠物ナド皆ヲト云ナリ○從祀スニテヨミキリ。然後ニ尙饗ト別ニヨムベシ

祝文變例

御當日心得ノ事

萬延二年二月、丁祭之節、御官左近衛ヲ除キ少將ト計リ認メ候様御用人衆ヨリ申來リ、モハヤ祝文認メ候後ユエ、左近衛ノ上へ點消シ相濟候事
右ハ去冬御昇進ニテ京都ヨリノ口宣未ダ參ラズ依テ左右近衛ノ所、不相知故、此度ハ少將ト計リ認候様ニトノ義ナリ。天保八年ニ例有之由

補注 祝文第三行。藩主としての位官及び食封の石額を捧讀したるは、慶應三年の秋丁を以て終りとす(此とき余は祝を勤めたり)。同四年即ち明治元年は前々藩主温徳公諱ハ齊肅の逝去、又は時世變遷、内亂續起の際なれば春秋とも祭典中止となり。同二年秋丁よりして又舉行せらる、然れども此とき既に版籍奉還後にて廣島藩知事としての祭典なれば、位官其他に多少の異動ありき、此事卷末附録に記す

一 拜伏ノ事

祝復坐シテ、掌儀拜伏ト唱フ。此トキ正献官ノ外ハ列座殘ラズ聖壇ノ方へ斜ニ向ヒ拜ス(補 列座中、聖壇に向ヒ居る者は其儘拜す)掌儀(印トイヒテ後、一同首ヲアゲ正座ス。掌儀拜ノ時ハ禮單ヲ懷へ入ルベシ)

補注 正献官は疊に單獨に拜禮せり、故に此處にては拜せざるなり。拜觀

者は同時盡く拜伏す

一 掌儀唱分献ノ事

掌儀 分献ヲ唱フ、司香燭起テ香案ノ前ニ行キ焚香スルコト裏帳ノ時ニ同シ分献ノ樂起ル(補 司香燭復座の後)司尊二人、左右ノ尊所へ到リ罍ヲトリ杓ヲ出ス前ノ如シ、執洗盥洗所ニ到ル、分献官起テ進ム進儀ノ時ノ如シ。執爵兩人ヅツ進ミテ爵ノ入アル箱ノ所へ到リ一人進ミテ爵ヲ取テ盥洗所へ到リ、洗ヒテ右ノ方へ撃ゲ持テ跪ク

巾ハ聖位ノ爵ヲ拭ヒシモノヲ用テ拭フナリ

次ギノ一人ノ執爵進ミテ爵ヲ取リ、盥洗所ニ到リ、洗ヒ畢テ前ノ執爵進ミテ北方ノ分献官へワタシ、次ギノ執爵南方ノ分献官へワタス、分献官左右ノ尊所へ行キ酒ヲ受ケ、配位ノ前ヘソ、ギ奠クコト聖位へ献酒セルガ如シ。執爵又爵ヲ取テ洗ヒ、兩人盥洗所ニ左右ニ分レ跪テ分献官ノ降ルヲ見合セ進ミテ渡ス此ノ如クシテ配從位ノ献酒スミ、分献官降ル皆復座ス

執爵四人ナラバ、後の兩人入カハル所、前ノ兩人カヘラントスルヲ見テ、早ク座ヲ立チ堂前暨路ニテ行キ合ヌヤウスベシ

一 拜伏ノ事

掌儀 拜伏ヲ唱フ前ノ如シ補 前は聖位への拜にして、是は配位從位への拜なり

一 飲福ノ事

樂止デ、掌儀 飲福ヲ唱フ補 樂は前項拜伏を唱る前に於て既に止みたるべきに尙樂止デの三字誤書ならん正献官既ニ北方南面ノ飲福ノ位ニ就キ座ス補 其位地、中壇にあり講堂位次の圖參觀祝起テ北へ進ミ東へ折レテ進ミ蓋カハラケノ「ゼン臺」黒漆足ヲ擎ゲ「ゼン」ヲ持ヤウ兩手ノ指ヲセン 補 蓋の「ゼン臺」は講堂位次の圖に饌とある所の案上より取る鳴居ノキハラ南へ行キ、東向キトナリ南方ノ路ヨリ聖壇前へ進ミ、蓋ノ「ゼン」ヲ置キ、立テ聖位ノ爵ヲ取り、蓋へ酒ヲ入レ、爵ヲ本ノ所へカヘシ「ゼン」ヲ取テ擎ゲ、南方路ヲ降り、香案前ノ氈席ノ外ヲトホリ。正献官ノ前へスエ、北方路ヨリ復座ス。正献官「ゼン」ヲ少シ寄セ、酒ノ入リシ蓋ヲ兩手ノ指ニテ持チ、下ノ「カハラケ」へ酒ヲハハ、其持チタル蓋ヲ向「ゼン」ナヘ置キ、ハヘタル「カハラケ」ヲ取り戴テ啐ム。畢テ其「カハラケ」ノ上へ、前ニ向ヘ置タル蓋ヲ重ネ、ゼン「ヲ少シ向ヘツキオク、贊者」起テ進ミ「ゼン」ヲトリニ行キ

堂下ニテ初メ「ゼン」ヲスエテアリシ案へスエ、器尊ノ「フタ」ヲ取り、蓋ノ殘酒ヲ器尊へハハ、蓋ヲ「ゼン」へ仰ノケテオキ、尊ノ「フタ」ヲシテ起チ、再ビ正献官ノ前ヘ到リ跪テ揖シ降ル 正献官降り復座ス 贊者ハ正献官座ノ向ヒノ右ノ方ニ跪キ、正献官ノ座スヲ待テ復座ス

補注 祝は讀祝の外に、正献官へ飲福を進むる行事を兼ねぬ。尊の殘酒は祭事了るの後、正献官を除く諸官員之を戴き啐む

一 掌儀唱徹饌ノ事

掌儀 徹饌ヲ唱へ。傳供傳徹者 齊者 掌酒饌神厨へ入ル樂起ル 南方ノ分献官起テ聖壇ニ行キ、聖位ノ爵ヲ徹ス、先ツ拜シ爵ヲトリ、中壇ヲ降ルトキ、介者起テ堂下鳴居外ニ立テ受取り神厨へ入り、掌酒饌「ヘワタシ、北ノ口ヨリ出デ執爵座席ノ前ヲ經テ復座ス。初メ介者ガ爵ヲ南方ノ分献官ヨリ受取トキ、北方ノ分献官座ヲ起チ、是ヨリ南北兩分献官並ンデ進ミ、聖位ノ俎ヲ徹ス、前ノ如ク先ツ拜シ、其俎ヲオロストキ、傳供傳徹者」出テ堂下鳴居外ニテ受取り、神厨ニ入ル、次デ豆籩ヲオロシ、蓋器ヲオホヒテ徹ス、行事及ビ官員トモ前ニ同ジ

蓋「器」ヲオホフコトハ配位從位徹饌ノ并皆然リ 凡ソ徹スルトキハ後ニ供へ奠シ物ヲ先へ徹スルナリ

次ニ分献官二人補 前の分献官繼續して之を行ひたるならん配從位ノ爵ヲ徹ス。執爵二人補 出テ進ミ行キ、堂下鳴居外ニテ受取ル、畢テ分献官モ執爵モ皆復座ス。尤從位ハ奇數ナレバ最末ノ朱文公ノ爵ヲオロス、南方分献官ト之ヲ受取ル執爵トハ後レテ復座ス

補注 此處甚だ簡單の文なれども、行事の大體、總て聖位の例に據れり

次ニ分奠官二人起テ配從位ニ供ヘタル豆、簋々々ト徹ス、齊者二人補 神厨ヲ出デ自分ノ座ニ出デ居リ、進ミ行テ堂下鳴居外ニテ受取ル、畢テ分奠官モ齊者モ皆復座ス。從位最末ノ朱文公徹饌ニ當ル分奠官ト齊者トノ後レテ復座スルコト前ノ如シ

補注 此處の行事も亦聖位の例に據る。此掌儀唱徹饌の一節は原書雜駁にして解し難き所あるを以て改作せし所あり

一 掌儀唱垂帳ノ事

傳供傳徹者 齊者 掌酒饌復座シ、掌儀 垂帳ヲ唱フ樂起ル、帳者二人起テ壇前ニ拜シ垂帳シ。閉牖シテ復座ス 聖位 廣扉ノ封印ハ御祭事 濟ミ敬授ヨリセラレ
垂帳ヲ唱ルトキ、巡監一人 監司ノ所ヘ行テ其事ヲ告ク、監司

御前へ參リ御祭事畢ルコトヲ申上

殿様御起座、御先拂ノ聲無ク、祭官皆動ガス、平伏ノ儀ナシ

補注 藩主、前藩主、世子、其外公子等の座上通行には必ず御先き拂ひの人ありて、シイの齒音を發せり、此音を耳聞するときは、直接拜顔すると壁障の爲め隔て、拜顔せざるとに係はらず、皆平伏するの例なるも、此日祭儀に従事する諸官員は、此とき行事中の故を以て平伏せざるなり。因に云ふ、拜觀參列の諸士以下は、藩主等の起座を觀れば、皆平日の如く平伏せり

一 徹祝ノ事

祝、起テ北方路ヨリ中壇ニ進ミ、香案ニ載セ置キタル祝版ヲ徹シ、神厨へ入ル

一 各官皆降ノ事

祝祝版ヲ持シ堂下中庭ヲ行トキ樂起ル、掌儀起立シ各官員皆起立ス、掌儀進デ正献官ノ右ノ方ヨリ間半まなか 半間の方言なるべし、ホドオキテ立揖シ、其マ北方路ヨリ降ル、各官員皆降ル

補注 堂下中庭とは矢はり座上のことにて、即ち前に圖面ある大成之間の次ぎ講堂のことなり、前に堂下の文字往々あり、皆之に準へ、而して鳴居のこ

と多くあるは、總て大成之間と講堂との間にあるものを云ふ
各官員式場を降り、何處に至りたるか能く記憶せざれども、此時も亦祭儀開
始の進行と同一なる列次を以て退降し、刀架所に來り各員脇差を受取り、夫
より銘々の詰席へ揖禮の行はるゝまで、暫時引取りたるやに覺ゆ

一 焚祝ノ事

分献官 分奠官ノ内一人、掌儀共に脇差を帶び神厨へ入ル、祝ハ祝版ヲ徹シ、
其儘厨内ニ待居ル者ハ刀架所ヨリ持テ神厨へ行キワタス、豫テ示シオクベシ三人
對座シ細工人、火ヲ打チ祝文ノ紙ヲ版ヨリハギ取り投火、火鉢ニテ焚ク、焚畢テ
退ク、祝祝版ヲ聖壇、本ノ所へ入オク

一 樂師退ク

以上

御家老初メ諸御役人拜見ノ人皆退ク

一 御拜ノ事

殿様御拜。當年ハ御庭ヨリ御起座ユエ、各官員座席ノ毛氈ハ徹セズ、例ノ通り
兩方ニ並ビ毛氈ノ前ニ平伏ス

教授北方、侍中句讀師南方、掌儀、教授筆下ノ人ノ向アタリニ座シ官員ノ次第
ヲ以テ座補 以上座席は講堂、即ち當日の式場なりス、御歩行組官員補 學
事方及ビ句讀師ノ人、北方松舎ノハナニ重行座列ス。正献官ハ出ラレズ揖
禮未ダ濟ザルユエ、裝束ヌガレザルヲ以テナリ

補注 此記事明瞭せざる所あるも、強て推述すれば本年は祭儀開始前に於
て、藩主既に御家督奉告の御拜は濟みたりしが、尙重ねて通常祭後の御拜あ
り、仍て教授即ち分献官以下の諸官員、式場に出て列座して奉送す。又玄關
通りの御飯城ならば、毛氈取除けを要すれども、御庭よりのことゆゑ、毛氈は
其儘になし置くとのことならん

一 揖禮ノ事(補) 此時は祭事既に了り、各官員其詰席に復り居しならん)

掌儀、揖禮ヲ行フ事ヲ正献官へ申ス、贊者介者モ茲ニ參リ贊者先タチヲ爲シ松
舎西方ニテ此禮ヲ行フ。正献官ハ衆官ヨリ二間ホド隔テ講堂ノ邊ヨリ北向
キニテ立ツ、衆官松舎ノハナヨリ次第ニ北へツラナリテ相對ス、贊者介者ハ正献
司香燭ノ次ギニ分献官二人相揖シ真中へ出竝ビ、正献官へ向テ揖シ、直ニ正献官
相向リテ立ツ、分献官二人相揖シ真中へ出竝ビ、正献官へ向テ揖シ、直ニ正献官
ノ左右ニ立テ衆官ヨリノ揖ヲウツク(補) 揖を受る者三人となる(次ギニ皆二人
御當日心得ノ事

グツ出テ正献官ニ向ヒ揖シ、又本ノ如ク向ヒ立ツ、介者一人半数ニ殘ルトキハ一人出デ揖ス、夫ヨリ次第ニ濟ミテ正献官退ク、贊者先導シ介者從フ、衆官皆退ク

監司、巡監モ出テ座ス(補 揖禮には加はらず)

一各官竹舎列座(補 正献官以下、掌酒饌以上) 御用人衆來ラル。正献官へ挨拶シ、次ギニ分献官(分奠官、掌儀以下、介者以上) 補 侍中ヲ一緒ニ左右ト會釋アリ、又次ギニ傳供傳徹者以下執洗以上及ビ掌酒饌(補 御步行組へ左右共一緒ニ會釋アリ。此トキ正献官已ニ麻上下ニ着替セラル)

補注 挨拶會釋を三段にせしは階級を分ちたるなり

一御用人衆席へ各官員參ル、教授(補 當日の献官、奠官)一人グツ、掌儀(祝二人)並ビ出ヅ、其餘ハ四五人モ一緒ニ恐悅申述ル、各官員畢テ監司、巡監等參ル

補注 前項及び本項の御用人とは、學問所掛り上官の人をいへるなり、本日祭儀の滞りなく終了したるを相互慶賀するにあり

一奉行(補 監司)席殘ラズ、教授(補 献官及び奠官)席へ恐悅ニ參ル(補 上の席)句讀師の行動なり、下の席の者も亦同一なりしならん。巡監ノ吟味役、御步行組諸用

方、書記方、學事方、句讀師、諸席番組(補 官員名略す)浪人儒迄、殘ラズ上ノ席、句讀師席へ恐悅ニ來ル

一飲福ハ竹舎ニテ頂戴ノ例ナレドモ、當年ハ各席ニテ啐ム

補注 飲福は、祭後官員一同、献酒の御下りを頂戴することをいふ

以上安政七年二月丁祭記之

○前堂榜論 松合書出シナリ 杉原紙へ書ク

補注 式場前への掲示

今茲ハ二月上某日丁一致祭
至聖先師孔子之神位其行事執
事官祝以上齋戒三日其他齋
戒一日至日行禮毋得臨期違
悞若有不便須告監司承處分

正献官 氏 實名
、 、 、
、 、 、
、 、 、

補注 上欄の官員人名は前に丁祭行事執事官員として掲記せしものと同一なり、仍て茲には畧載す

御當日心得ノ事

掌洗掃

右榜諭衆通知

監司 氏

副監 氏

巡監 氏

副巡監 氏

實名榜

實名

實名

實名

序立

亂聲

雙調

音取

裏帳

樂名

進饌

同上

分奠

同上

献酒

同上

讀祝

拜

分献

同上

拜

飲福

徹饌

同上

垂帳

同上

退出

御當日心得ノ事

同上

秋丁准之

奏樂官員

上ニ出セル官員人名書付ノ樂人「連名ノ書例ニ准ズ、通稱ヲシルサヌマデノチガヒナリ

補注 是も亦前堂榜諭の續きにして、樂人「執る所の樂器名及び氏名を揭示せしものならん

○ 献酒ノ時 献官等初メテ御鳴居ノ内へ入ル時ハ、御鳴居ノ外ニテ揖シ。第二次入ルキハ揖無シト繼キ行事ノ内故ナリ

補注 献酒の時のみに限らず、他の場合にて、鳴居内に行事を執る者は、最初必ず鳴居外にて揖を行ひて入る。安政七年式の書中、悉く載せざるは略したるならん

○ 御祭濟次第。奉行へ禮單返上致候事、官員人名書付「補 禮單と共に受取たるもの」ハ返納セズ

○ 殿様御拜、官員不殘出席。帳者「褰帳シ。司香燭焚香ス

補注 御拜の事は重複なれども前の脱漏ある所を補ふものなり

○ 御年寄衆、竝ニ諸生總拜ハ帳者「司香燭一人ツツ出候事

總御儀式相濟候へバ、句讀師引セ候テ宜ケレバ帳者「司香燭一人ツツ、御年寄衆拜等相濟候迄ハ相殘リ候事、掌儀ハ勿論ノ事、何モ相濟ミ掌儀ハ句讀師引取セ自ラ引取テ宜キカト一應教授へ尋ネ候事、御歩行組ハ其頭タル者、何レモ引セテ宜ク候歟ト、掌儀へ尋ネ可申事

補注 余が此事に關りし頃は、御祭事後、各席に於て御酒、竝に一汁二菜位の膳部を賜り居たるが、原本に一切記事なき所を以て看れば、酒食を賜りたるは後年の發例なるか、又は一時中止せられたるか、或は全く脱落なるか甚だ不明なり

○ 何モ相濟テ後チ教授一人、掌儀「祝」聖壇へ參り、配從位神主ヲ壇上へ、左ハ左、右ハ右ト納メ。帳ヲ掛カへ。御唐紙ヲ掌洗掃ニハメサセ候事

壇前帳内ノ案ヲ出シ前ニ置キ、祝版等其上ニ置キ、其外ノ案等ハ其儘ニ致置キ明日、掌洗掃「等役方夫々仕舞候事

補注 配從位は厨子のまゝ、平素は壇の引出しへ納めありし様に覺ゆ、帳は聖位の分を平素用と掛替るなり、御唐紙とは、大成之間以内、周圍に建ありし唐紙を祭儀中、取除きたるものならん

○神供の品、掌儀祝へ頂戴

補注 聖位及び配從位へ供へられたる品々を、正献官以下、祝以上の官員へ分配せらるゝ例なるを以て此記あり。品數は時に増減あり故に本文より刪りたりき。以上七項は、原本各所に散在せしを此處に蒐録す

○諸般心得ノ事(補 目名追加)

○嘉永七年甲寅二月中丁ノ節改ル格

教授ヨリ彼渡候書付補 掌儀へ交附せられたるなり

一丁祭の節、諸事、此以後別而嚴重ニ有之候様申合候間、萬端御見合、統宜ク有之候様致度、句讀師中へモ屹度御示合被置候事

一大成之御間ハ勿論、總テ講堂邊、私用ニテハ一統徘徊不相成候、句讀師中タリ、急習禮等ノ外ハ御構場所徘徊被致間敷事

但御祭事前後トモ講堂邊へ、御步行組一人、番組一人、詰番ノ者被差置候間、萬一無用ニ徘徊等有之輩ハ右番人ヨリ制シ可申、急習禮等ノ節ハ掌儀へ案内有之、掌儀ヨリ教授へ案内有之候へバ、一人見合トシテ廻リ可申、詰番之者へ御用向ト申、案内可有之事

一神供、切盛リノ義ハ御料理人補 城中の庖厨に於て食物の調理を掌る職名罷出候事可有之、其砌見分等嚴重ニ有之度、掌儀、掌酒饌ハ御當日朝七半時補 今の凡そ午前五時必揃ノ事

但右役掛リノ外ハ、御祭事前後トモ神厨へ入候事ハ、決テ不相成候事

一諸御構宜クト申所ニテ教授兩人程、掌儀一人、掌洗掃ノ番組一人召連レ見合致シ其上ニテ御用人中、見分有之候事

一閉牘ハ御祭事相始リ、竹舎へ諸官員相廻リ、御家老衆初メ御役人中諸席へ被廻候前、講堂へ掌儀祝兩官員ハ被廻居、御役人中諸席着座ノ上。閉牘有之事

但右ノ節モ統宜ク嚴重ニ有之度、教授兩人。相廻候間、其節ノ義、御指圖可及申事

閉牘ノ節モ一ト先退出、直ニ教授、掌儀相廻リ候事、閉牘相濟迄ハ御家老衆初メ立

座無之事

一諸官員早メ六半時補 今の凡そ午前七時無遅參出勤可有之事
 一揖禮ノ節トカク輕卒ラ敷事毎々有之、甚見苦敷有之、不可然事ニ候、屹度嚴重ニ有之様御示合ノ事

一習禮ノ節ハ御構モ不相調候間、御當朝、句讀師中揃ノ上、掌儀竝ニ御歩行組句讀師頭、被相添、御構振リ見分有之事

但其人、官員ニ當リ候テノ廉々得ト被見置候事
 右ノ節ハ教授ヘ御案内可有之、一人附添可申事

一習禮ノ節必朝五時補 今の凡そ午前八時迄ニ被相揃候事

但此度ヨリ習禮モ嚴重ニ有之様、青野保太郎補 當時の奉行方ヨリ噂有之、村井保次郎補 歩行組にて音楽を掌る家なり罷出、横笛ヲ奏シ候筈ニ候事
 習禮不相始以前、猶銘々習禮打合セ得斗有之度事

右之通ニ申合候間、萬々御示合有之度存候

二月

○習禮ノ節、樂人一人罷出。横笛ヲ奏候ニ付、申合候事トモ

大鼓無之ユエ相圖シレガタキ故ニ、亂聲ノ時ハ凡三息ホド吹候キ、竹舎ヨリ立出候事、御祭事中。帳者立候事ハ吹切テ長クヤメ候ヲ相圖ニ立候事。退出ノ樂ハ祝祝版ヲ徹シ講堂ノ中程ヲ下ル時吹出候事

補注 本項は嘉永七年二月の習禮より始まれり然れども習禮に横笛吹奏のこゝ後年は見ざる所なり

○神供。 切盛リ御料理人、不能出ニ付、前日夕相勤、是迄之通、依之御當日、掌儀出勤モ六時補 今の凡そ午前六時ニ致ス

○神供。 一應俎ナトノ器ヘ夫々入置キ奉行見分ノ後。 一品ヅツ一器ヘ合セ入レ長持ヘ納メ御當日。 清水ニテ清メ俎、 簋、 豆ヘ入レル

補注 原本には「嘉永七年甲寅二月中丁ノ節改ル格」とある所より、此項までは連續掲載して「安政七年二月丁祭儀式」の總記録よりは前に編述ありと雖も祭場執行の事は甚だ寡少にして専ら各自の心得とすべき事を示せしものなれば特に此處に繰下げたる所以なり。 本祭の記事了る

○春秋兩丁薦奠故事(補 大儉中の略式)

御大儉中。丁祭被差止、兩丁ニ儒者補 教授のこと中。供物被致候ニ付諸事扣

補注 原本逐次に書入れ又は付箋の爲め錯雜讀み難きを以て、大に順序を

正し、必存の要なきものは削除せり然れども原文の趣旨は毫も毀損せず。

此略式は安政二年春丁より同六年秋丁迄の五年間、行はれたるなるべし

一 官員申渡は無之候へドモ、教授ヨリ前方申談シ有之相勤ム

侍中學事方、句讀師

掌儀「祝」 襄帳三人 司尊二人 司香燭三人 贊者「介者」補 襄帳は本祭

の帳者の事なるべし)

御歩行組學事方、句讀師

掌酒饌三人 傳供傳徹者「本勤」二人 執洗「本勤」一人 安政四

此外無役

一 教授方、前日齋戒ニ付 掌儀「祝」一日謹慎。其外ハ當日朝、行水清メ

一 御當日。聖壇掃除、祝文書認メ。掌儀「祝」日ノ出出勤、此外ハ朝五時(補 解前にあ

り)迄ニ出勤、略式ニハ配從位ハ不出。掃除ノ時ザツト掃ヒ、本ノ如ク入レ置ク
ナリ(補 畧式には配從位は祭らす)

一 祝文。書調ノ爲メ、諸用方ヨリ受取ルモノ 奉書二枚、杉原紙二枚、半紙一帖、
硯箱等ナリ、細工人ヲ呼ビ 祝文案系、竝ニ寸法ノ通り二枚調ヘサセ候事。香
ハ教授席へ出シ有之ソレヲ受取ルナリ

一 御供物出來候ハバ 掌酒饌「ヨリ」知ラセ候様申置ク、一應例ノ通り見分ノ事

豆 鮑肉 二切 南側ノ分尊 一酒貳升

秋丁御供物 安政二年八月ヨリ 俎一ツ加ヘラル

俎 鮎 五 安政三年ノ秋丁ニハ鯛二ナリ

豆 雁肉 一切

補注 安政三年以後。春丁のとき俎に盛りし供物詳ならず、想ふに鯛二尾
なりしならん

一 式場陳設ハ總體丁祭ノ通り樂器マデモ出ス、陳設相濟ミ、掌儀「シラベ例」ノ通り、

一 何モ宜キトキ、掌儀「ハ吟味役」へ申シ談シ、撃版

一 教授、句讀師(補 學事方を含む)等、御廊下へ出ヅ

稱を其儘假用し。正献官に立たる教授を除き、其以下の教授を順を追ひ第一第二の分献官として、進饌及び徹饌のこゝを行ひたるものならんか

豆ハ南側。俎ハ北側ヨリ進メ教授補 分献官二人 第一ノ人の豆ヲ受取リ。

第二ノ人 俎ヲ受取テ進ム

唱献酒 尊ニツ設ケ、南ノ分ヘ酒ヲ入ル 司尊尊所ヘ着 執洗洗所ヘ着

正献官進デ焼香 拜畢リ、尊ノ右ヘ西面ス南面ノ 介者爵ヲ執テ洗ヒ、酒ヲ尊所ニウケ 正献官ヘ直ニ渡ス、畢テ 介者爵ノ箱ノ蓋ヲ蔽ヒ還座 正献官献酒ノ後チ案前ノ座ニ着ク(補 香案の前ならん)

正献官ノ爵ヲ洗フヲ觀ルコト、並ニ 贊者爵ヲ受取コト丁祭ノ如シ

祝 此所ニテ祝文ヲ讀上グ、畢テ座ニ還リ、直ニ 祝饌ヲ取リ飲福ヲ進ム(補 拜式祝文は原本最末に記載ありしを、此處に繰上げて参照の便とす)

一拜式祝文

以ニ時之不レ易、不レ能ニ大舉ニ祭典ニ

越ニ八月上丁有司傳

命使テ教授官氏實名等聊備ニ

卮酒俎豆ニ敬薦於

先師孔子ニ伏以

至聖之徳天覆地載不レ鄙トモ薄

物ニ鑿ニ此寸忱ニ

飲福 此トキ 正献官既ニ例ノ飲福ノ座ニツク、畢テ 贊者饌ヲ徹シ直ニ還

座正献官モ本座ニ還ル

司香燭 焼香ス

拜 朔日ノ通り 但行事官補 祭儀に事を執る、即ち略祭の官員なりハ座側

ヘ扇子ヲ脱オク、脇差ヲ帶フ。番組、浪人儒ニ至ルマデ拜シ畢テ次ギニ移ル

補注 朔日拜禮のことは、卷上、日課の部に掲ぐる所あり、參觀すべし

唱徹饌 第一分献官、徹爵シ 介者受取ル例ノ通り、分奠官一人、豆ヲ徹ス

傳供傳徹者受取ル 掌酒饌等、還座

補注 徹俎の事を載せざるは偶、漏落せしか或は供俎せざる以前の記事其

儘なりしものならん、略祭式に 分奠官の要なきとは、唱進饌の部に於て、分

献官の要なきを述べたると一般なり是等ば本祭に於ける名稱を假用せし

ならん、且又徹俎の事は 第二分献宜に於て執行したりしか、今考へ難し

唱垂帳 帳者「垂帳ス、 祝」徹祝畢テ還座

退下、 直ニ教授一人、掌儀「祝」神厨へ行キ焚祝

殿様御拜ノ事 御家老衆拜ノ事 此二條、略祭初テノ時ハ無之

殿様御拜ノ節 教授方、北方堂下へ列ビ。士列句讀師、南方へ向フノ教授座ヨリ、スリハラヒ候程、下リテ列ビ。御歩行組學事方、句讀師等ハ、北方松舎ノ、ハナニ重行列座ス。總テ平生ノ位順ナリ、丁祭ノトキ官員ノ次第ヲ以テ座スルト同ジカラズ

御年寄衆、御用人衆拜ノ節 帳者「司香燭」一人ヅツ出勤

補注 略祭のとき、御年寄、御用人の拜禮時間は不定にして、謂はゆる御用都合の間を以て學問所に來り、之を行ふが如し、此記事、別に數種あれども、存するの要なきを以て省略したり

諸生拜等ノ節 帳者「司香燭」出勤例ノ通り

一丁祭ノ時ハ、御祭事始ラザル前ニ罷出候挨拶、竝ニ御祭事濟候テ、恐悦ニト兩度、教授、奉行ノ各席へ參リ候へ共、此御儀式ニハ皆略シ候事

嘉永六年二月十二日丁祭記之

片田行義

補注 此一行は原本表紙の末に記載あるものなり、想ふに最初編述せし時の年月日なるべし

藝藩學問所記事一片卷下終

藝藩學問所記事一片附録

○版藉奉還後の丁祭

慶應三年八月、例式の丁祭行はれてより後、明治二年春丁までは維新の草創と藩家大葬等との爲め、祭儀中止なりしが、同年の秋丁は、八月二十八日を以て行はれたり、此とき既に版藉奉還の後なれども、日を経る殊に淺く、官員を勤むる者の身分階級も舊制を存し居たり、且又此年正月廿四日、藩主節山公諱は長訓致仕せられて、謂はゆる御代替りにてもあれば、例祭開始の早朝に於て、新藩知事公今の侯爵長勳公の親祭を以て御家督の拜禮ありき、時に公は二位相當の衣冠を召し、之に陪して行事に關りたる教授及び上の席句讀師以上の者は、侍士烏帽子に素袍を着し、儀式誠に嚴肅に行はれ、之を終り次て例祭となる(親祭の讀祝は上の席句讀師、之を勤めたり) ○同時の例祭も亦學事振興の故を以て盛大に行はれ、正献官の衣冠は舊に依れるも、分献官以下、介者以上の官員は、侍士烏帽子に素袍を着し(従前は麻上下着、樂人も亦新に烏甲、襲裝束を着したり、是將來に例を開きたるなり(傳供傳徹者)以下は従前の如く麻上下着)

○祝文は總て舊に依ると雖も、版籍奉還後の結果として、曩きに藩主の位官及び食封等を捧讀したるの一行は左の如く改まりたり(此とき余は二回目の讀祝を勤めたり)

從二位行廣島藩知事源朝臣 諱

○明治三年の春丁、即ち二月二十一日を以て丁祭を行ひたるは、本式の終末となり(此とき余は掌儀を勤めたりしが、既に新藩制に改定せられ、侍士も歩行組班時に稱リセも共に士族の名稱となり、同資格なれば、祭場の官員掌酒饌以上は皆士族の人之勤をむ)

○同年の秋丁、即ち八月の祭儀は、學校を擴張し他に移轉せらるゝ爲め延期し、只同月三日を以て略式の拜禮を行はれたり、略式ながらも之を以て聖位祭儀を行ひたる最終となれり(此ときも亦余は掌儀たり)

○聖位を新設學校に移轉の概況

明治三年八月二十八日、聖位は新に開設せし八町馬場の修道館(新に學校に命じたる名稱)に移轉し、同年十二月二十六日、建築せし新殿に於て御遷座式あり、事固より丁祭の儀にあらざるも、残れる書類より其次第を贍載せん(此とき藩の職制に、文武とも教授及び助教を置く、又學校に於ける學事方及び句讀師等の名は既に授義、授讀等の唱へに改稱せられ居たり、卷上「學問所の設置及び沿革」の部を參觀すべし)

御遷座之次第

當日正六時揃 服忌改 麻上下着

假聖壇へ香案差出

香 授義補 一人

御遷座

申上 教授 一人

神櫃 新壇へ御遷シ取計ヒ

教授 一人

授義補 四人

御遷座畢テ垂帳

聖位を新學校に移轉の概況

聖位を新學校に移轉の概況

香案差出シ

改テ香 授義補 一人

褰帳 授義 一人

献差 教授

俎 壹對生鯛 教授

献酒 授讀 二人

爵 教授

香 授讀 一人

讀祝 教授

拜 月朔之通 一人

徹膳

垂帳

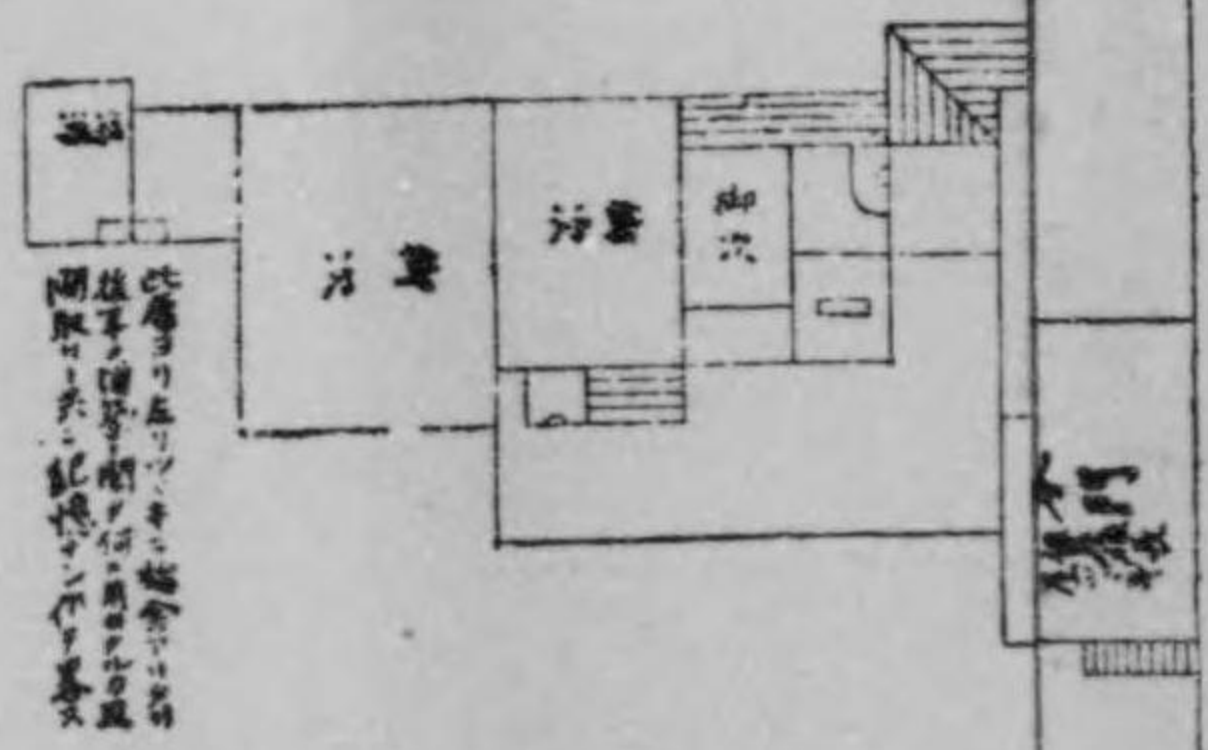
退降
以上

此附錄明治三十九年二月二十一日稿了

小鷹狩元凱

藝藩學問所記事一片附錄終

聖位を新學校に移轉の概況



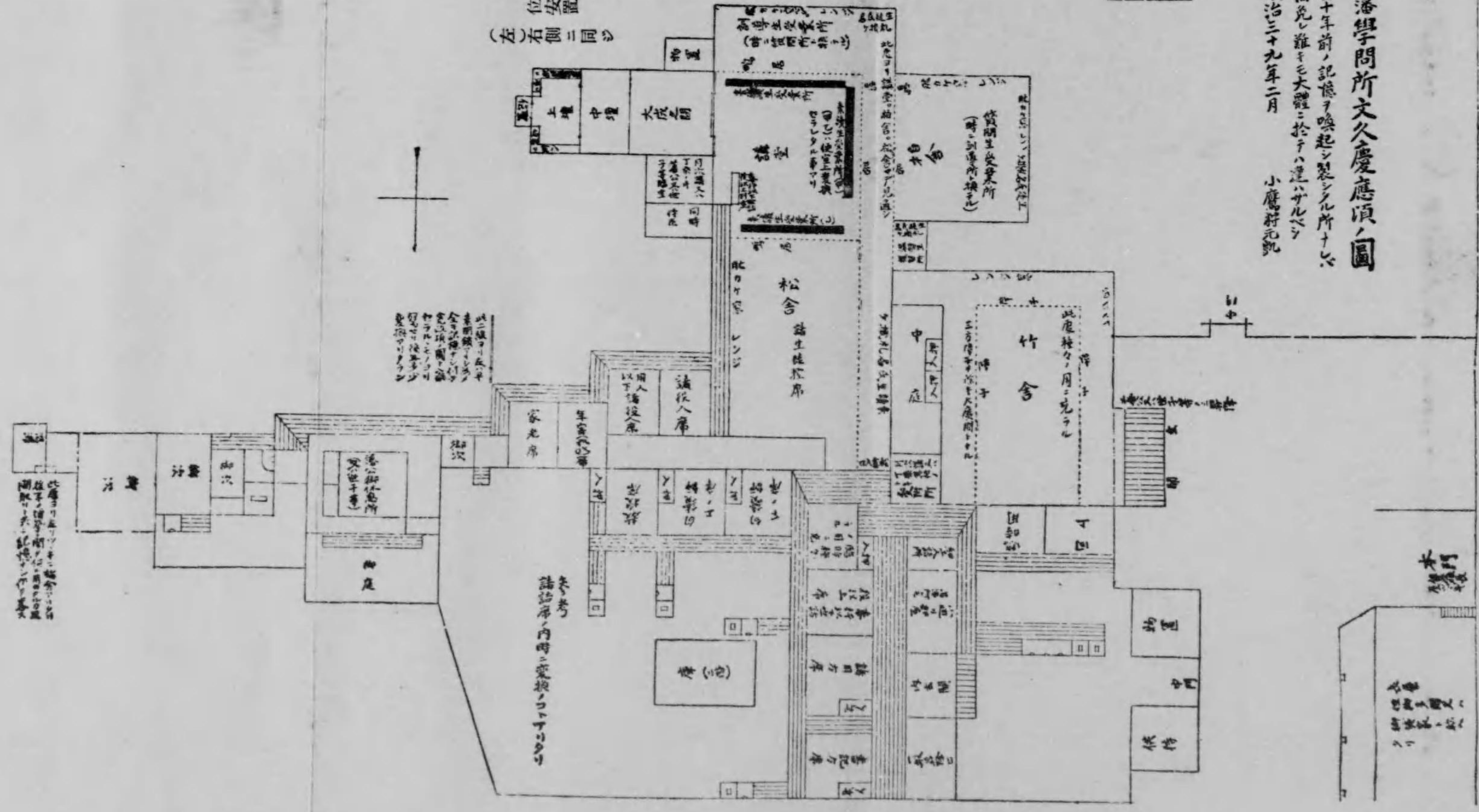
門

藝藩學問所文久慶應頃ノ圖

右四十年前ノ記憶ヲ喚起シ製シタル所ナリ
殊漏れ難キモ大體ニ於テハ違ハサルベシ
明治二十九年二月 小鷹村元凱

書庫(二階)

上置兩側ノ文字
不明ニ付重録ス
(右)丁祭ニ配從
位安置
(左)右側ニ同シ



大正十三年五月十七日印刷
同年同月二十日發行

非賣品

不許
複製

發行者兼

小鷹狩元凱

東京市牛込區南町二十五番地

印刷者

澤田文雄

東京市外西巢鴨庚申塚一二六

印刷所

學園印刷所

東京市外西巢鴨庚申塚一二六

東京市牛込區南町二十五番地

發行所

弘洲雨屋

255,
71

終

